

も く じ

はじめに（巻頭言） 宗像市子どもの権利救済委員 市川 雅美

1 宗像市子どもの権利救済委員・むなかた子どもの権利相談室	
(1) 宗像市子どもの権利救済委員・子どもの権利相談員	1
(2) 組織	1
(3) 子どもの権利救済・回復のしくみ	3
2 子どもの権利救済・回復活動の概況	
(1) 平成30年度の活動状況	4
(2) 救済申立て・発意件数	12
(3) 平成30年度の相談の傾向	13
3 子どもの権利救済・回復活動の実際	
(1) 相談・助言・支援	14
(2) 救済申立て・発意	15
(3) 救済委員会議報告（一部抜粋）	16
4 広報・啓発活動	
(1) 活動概要	18
(2) リーフレット・カードの配布	19
(3) 小・中学校での啓発活動	20
(4) 「はびくろ通信」の発行	21
(5) 宗像市子どもまつりでの展示	24
(6) 啓発活動のスケジュール	24
(7) むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」についてのアンケート実施	25
5 出張相談会	
(1) 出張相談会の活動概要	26
(2) 出張相談会の概況	28
6 平成30年度の総括と平成31年度に向けて	
(1) 平成30年度の総括	32
(2) 平成31年度に向けて	34
7 子どもの権利救済委員からのメッセージ	
・ 子どもの権利条約25周年にあたって 小坂 昌司 代表救済委員	36
・ 子どもにやさしいまち 宗像市 大西 良 救済委員	37
参考資料	
・ 平成30年度むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」についてのアンケート結果	38
・ 宗像市子ども基本条例について	44
・ 宗像市子ども基本条例	48
・ 宗像市子ども基本条例施行規則	57
・ 平成30年度子どもの権利救済委員・相談員・事務局員名簿	66

はじめに（巻頭言）

宗像市子どもの権利救済委員

市川 雅美

宗像市子ども基本条例は、平成 24 年 4 月に施行されました。その 1 年後、平成 25 年 4 月には、宗像市子どもの権利救済委員 3 名が任命され、子どもの権利相談室「ハッピークローバー」設置に伴い、相談員 2 名と事務局職員が配属されました。以降、平成 27 年にはハッピークローバーのイメージキャラクターを市内の子どもたちから募集し、子どもたちの投票によりイメージキャラクター「ふくちゃん」が決まるなど、子どもたちとともにある「ハッピークローバー」を目指して活動を続けています。

しかし、このような子ども条例に基づいた子どもの相談・救済機関は、宗像市を含め、全国でいまだ約 33 自治体と、微増しつつもなかなか広がりを見せてはいません。全国的に子どもの虐待の増加、子どもの貧困、教育格差、いじめ等、子どもの置かれる状況が過酷さを増しているなか、子どもの権利について具体的な取り組みがなされている自治体は、少数だと言わざるを得ません。今年度は 10 月 6, 7 日開催予定だった「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2018 宗像は台風のため中止となりました。が、今年度 2 月 11 日に宗像市で日時を短縮して行った全国自治体シンポジウム（分野別実践交流会議）に多くの方が参加してくださり、宗像市で救済委員を勤め、6 年経つ私にとって、改めて子どもの権利に対する大人の強い意欲にふれられることができ、大変感慨深いものでしたし、この流れがより加速されることを願ってやみません。

今年度含め、これまで 5 年に渡って、小学 5 年生と中学 2 年生対象に子どもたちに行った「むなかた市子どもの権利相談室ハッピークローバーについてのアンケート」の結果からは、子どもたちのハッピークローバーの認知度とともに、子どもの権利の理解度の高さがうかがえます。また、市内の小・中学校のご協力のもと、実施している学校への出張相談会の回数が増加し、多くの子どもたちが利用してくれています（相談だけでなく、この場に遊びにくる子も多数です）。子ども自ら相談する、という子どもの権利の考え方が少しずつですが、根ざしているように思われます。

ハッピークローバーは、宗像市の市民の皆様、子どもの関係機関、市内の小・中学校などの多大なるご理解とご協力のもとに成り立っています。子どもの相談・救済機関として、他自治体や団体から学ぶべきことも多いですが、子どもたちが安心して自分の人生を歩んでいけるように、現状の維持はもとより、新たな実践が今後も展開できるよう、皆様のご支援をどうぞよろしくお願いいたします。

1 宗像市子どもの権利救済委員・むなかた子どもの権利相談室

(1) 子どもの権利救済委員・権利相談室

宗像市子ども基本条例は、宗像の子ども一人ひとりに保障される権利の内容を明らかにし、市民に子どもの権利を守ることを求めています。

それを確実なものとするために、子どもの権利が侵害されたときに、子どもや関係者がそれを相談し、必要に応じて子どもの権利を回復するための機関として、子どもの権利救済委員制度と子どもの権利相談室（「ハッピークローバー」）を設けています。

子どもに関する公的な相談機関には様々なものがありますが、子どもの権利救済委員とハッピークローバーは、子どもの味方として、専ら子どもの最善の利益を目的に活動するために、他の機関と独立した第三者機関であることに特徴があります。

(2) 組織

① 宗像市子どもの権利救済委員とは（条例第 21 条、第 22 条）

ア 設置目的

子どもの権利の侵害に迅速かつ適切に対応し、その救済及び権利の回復を支援するため。

イ 主な対象

18 歳未満の宗像市在住の子ども

ウ 体制（平成 31 年 3 月 31 日現在）

子どもの権利救済委員 3 人

氏名	所属等
小坂 昌司（こさか しょうじ）	弁護士（福岡県弁護士会）
市川 雅美（いちかわ まさみ）	臨床心理士（市川カウンセリングオフィス）
大西 良（おおにし りょう）	社会福祉士（筑紫女学園大学 准教授）

身分	地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に規定される市の附属機関です。活動において迅速性、専門性を発揮する必要があるため、独任制としています。
任期	任期は 2 年で 3 人以内を市長が選任します。再任の制限はありません。
勤務	月 2 回の定例会議を開催し、子どもの権利侵害事例が発生した場合は、随時活動します。

職務 (条例第 22 条)	<p>(1) 子どもの権利の侵害について、子どもとその他関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。</p> <p>(2) 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査又は関係者間の調整をすること。</p> <p>(3) 子どもが権利の侵害を受けていると認めるときに、自らの判断で調査すること。</p> <p>(4) 必要と認めるときに、子どもの権利を侵害した者に対して、是正措置を講ずるよう勧告し、又は制度等の改善を要請すること。</p> <p>(5) 前号の勧告又は要請に対する是正措置又は制度等の改善の状況等の報告を求めること。</p>
------------------	---

② むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」とは

ア 相談体制

子どもの権利相談員を 2 人配置し、子どもの権利救済委員と連携しながら、子どもの権利のために活動しています。(臨床心理士、社会福祉士、教員免許保持者から採用)

イ 主な対象

18 歳未満の宗像市在住の子ども

ウ 子どもの権利相談員について (条例施行規則第 6 条)

職務	<p>(1) 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。</p> <p>(2) 子どもの権利救済委員の補助として子どもの権利に関する調査をすること。</p> <p>(3) 子どもの権利の普及に関すること。</p> <p>(4) 前 3 号に定めるもののほか、子どもの権利の救済及び回復のために必要なこと。</p>
----	---

エ 相談業務の開設及び設置場所

(ア) 開設 平成 25 年 4 月 1 日

(イ) 設置場所 宗像市役所西館 1 階 子ども支援課子ども相談支援センター内

(ウ) 電話番号 0940-36-9094

子ども専用フリーダイヤル 0120-968-487 クローバー よつばかな?

オ 相談日及び時間

(ア) 相談日 毎週月曜～金曜日 (土・日・祝日と年末年始はお休みです)

(イ) 相談時間 午前 10 時 00 分～午後 6 時 30 分

カ 相談方法

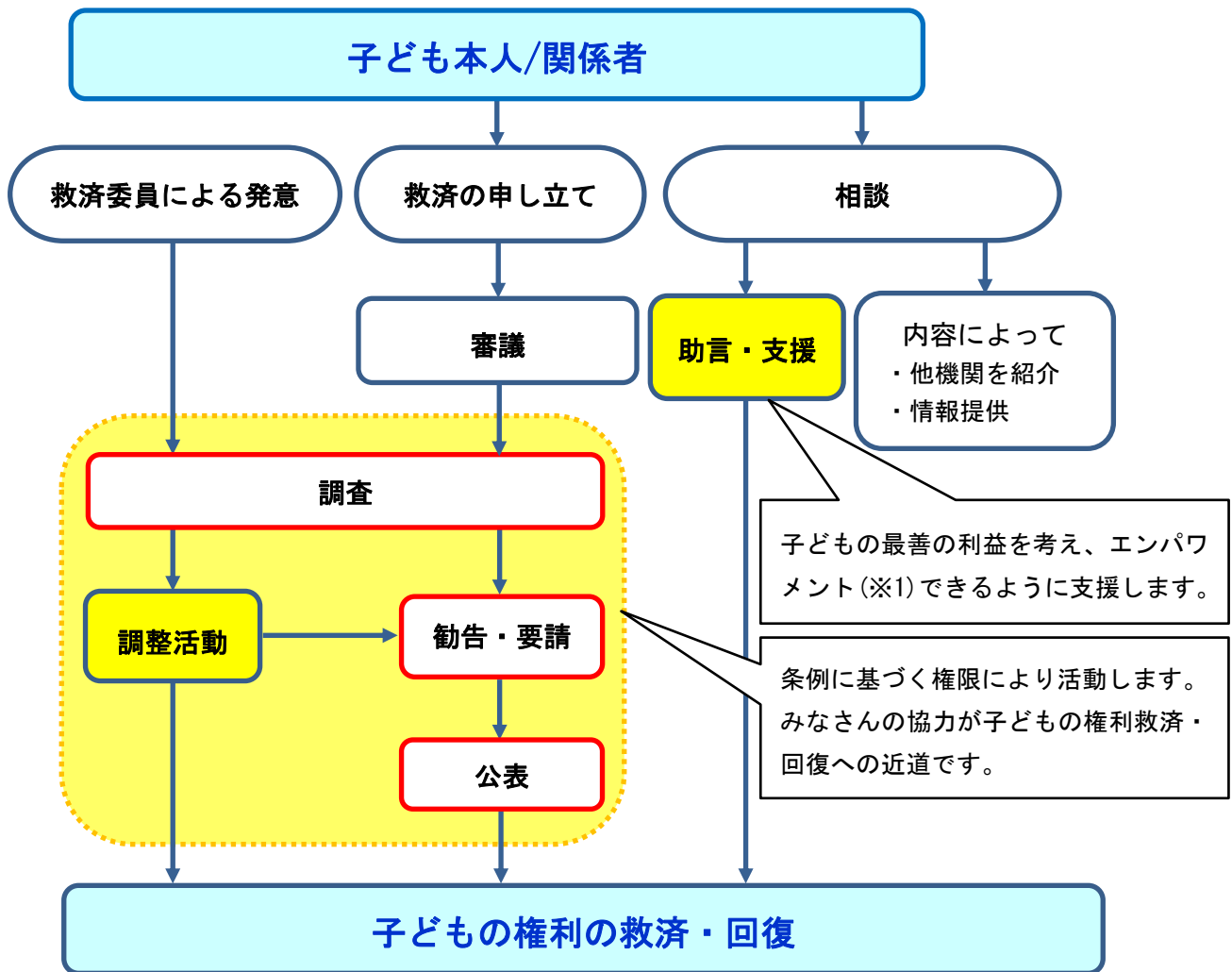
電話・面接・手紙・FAX

キ 愛称とイメージキャラクター

平成 25 年に、市内の子どもたちに相談室の愛称を募集し、子どもたちの投票によって子どもの権利相談室に「ハッピークローバー」という愛称がつけました。

平成 27 年には、市内の子どもたちにイメージキャラクターを募集し、子どもたちの投票によって、表紙にも載っている『ふくちゃん』が採用されることに決定しました。

(3) 子どもの権利救済・回復のしくみ



※1 エンパワメント:個人が自分自身の力で問題や課題を解決していくことができる社会的技術や能力を獲得すること。

- ① 審議
救済の申し立てが、調査・調整活動が必要な事案であるかを判断します。
- ② 調査
客観的な事実関係を把握するために行います。強制力はありませんが、条例第 2 条で規定するものすべてに対して調査を行うことができます。この調査は、子どもの権利救済委員が指示することにより、子どもの権利相談員が行うことができます。
- ③ 調整活動
問題の解決のために、関係者間の関係の調整を図る活動です。
- ④ 勧告
実際に発生している子どもの権利の侵害に対して、適切な措置を講ずるよう求める場合に行います。
- ⑤ 要請
実際に発生している子どもの権利の侵害の原因が制度やルールにある場合、必要な改善や見直しを行うように促す場合に行います。
- ⑥ 公表
「勧告」や「要請」の内容や、対応状況等を広報や宗像市公式ホームページ、記者発表等で公表します。

2 子どもの権利救済・回復活動の概況

(1) 平成 30 年度の活動状況

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」に寄せられた相談は下記のとおりです。

① 平成 30 年度の相談件数

平成 30 年度に受けた相談の実件数は 205 件、延べ件数は 626 件でした。平成 29 年度と比較すると、実件数は 20 件減り、延べ件数は 278 件の増加がみられました。

表 1 年間の相談件数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実件数	184	225	205
(新規相談件数)	178	215	176
(継続相談件数)	6	10	29
延べ件数	239	348	626

※ 実件数

新規相談件数＋継続相談件数

※ 新規相談件数

初めての相談の件数

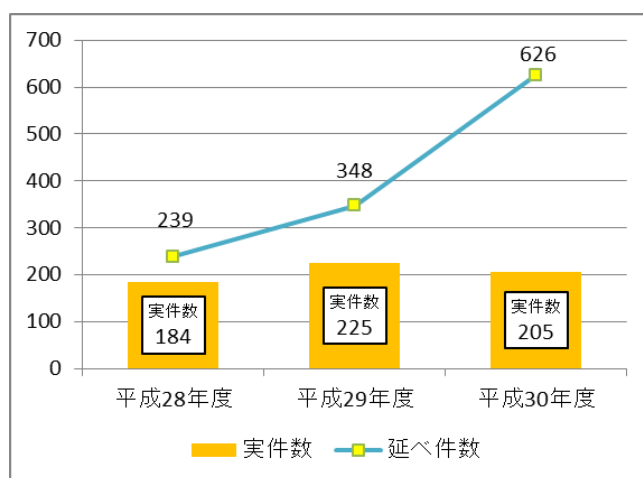
※ 継続相談件数

前年度以前に相談があった方から、今年度になって再度相談があった初回の件数（例：H29 年度に相談があった子から、H30 年度になって相談があったとき等）。

※ 延べ件数

総相談件数（例：1 人の子から 3 回の相談を受けた場合は、実件数 1 件・延べ件数 3 件）

図 1 年間の相談件数のグラフ



② 相談者の内訳

実件数の約 9 割は子どもでした。延べ件数は、子ども本人からの相談に続き、教員、両親の順で多くなっていました。「その他」というのは、他の関係者や関係機関からの相談を指します。

表 2 相談者ごとの相談件数

	子ども	両親	教員	家族	その他	合計
実件数	181	15	3	0	6	205
延べ件数	421	76	104	0	25	626

※ 家族

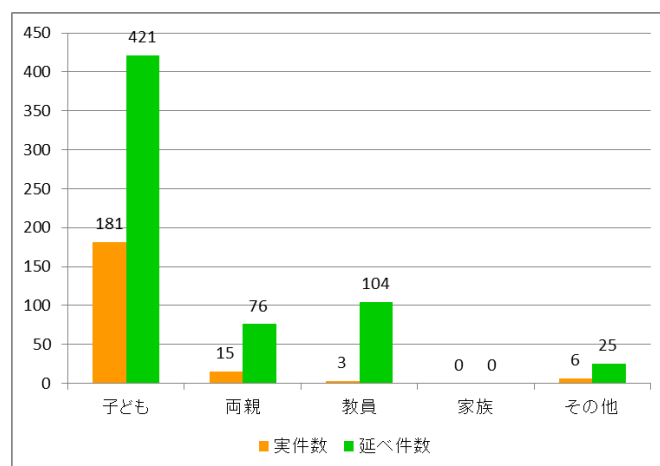
兄弟や祖父母など、両親以外の親族からの相談を指します。

※ その他

それ以外の関係者や関係機関からの相談を指します。

※ 延べ件数の中には、相談後の関係者との連絡調整を含む。子どもから初回の相談があり、その後教員との連絡調整を 3 回行った（子どもの実件数 1 件、教員の延べ件数 3 件）

図 2 相談者ごとの相談件数のグラフ



③ 相談者・相談対象の子どもの学年（案件数）

子ども本人からの相談は、小学生からの相談が一番多く、特に小学3年生からの相談が多くなっていました。中学生・高校生共に、2年生からの相談が多くあっていました。両親からは幅広い年齢の子どもに関する相談がありました。教員からは、小学校高学年に関する相談がありました。

図3 相談者別にみた子どもの学年のグラフ

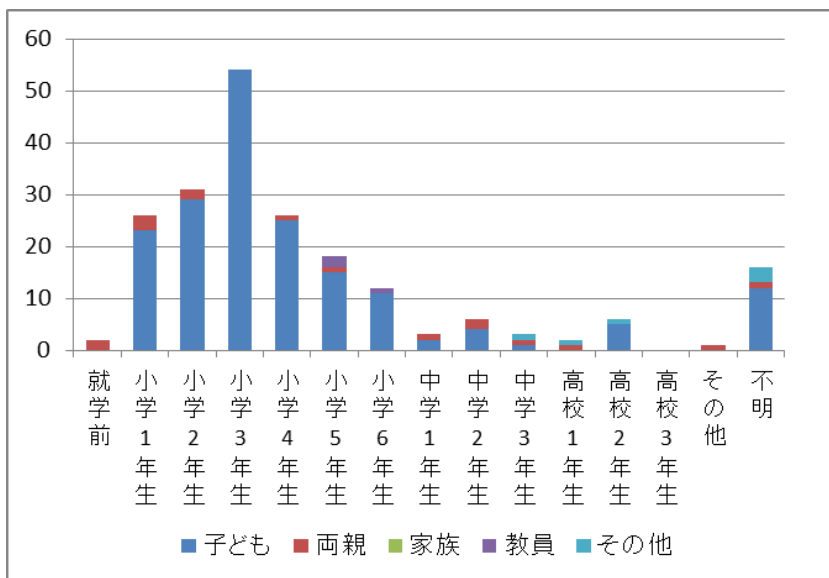


表3 相談者別にみた子どもの学年

	就学前	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	その他	不明	計
子ども	0	23	29	54	25	15	11	2	4	1	0	5	0	0	12	181
両親	2	3	2	0	1	1	0	1	2	1	1	0	0	0	1	15
教員	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
家族	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	3	6
合計	2	26	31	54	26	18	12	3	6	3	2	6	0	0	16	205

④ 相談の内容

初回の相談内容は「交友関係の悩み（92件 44.9%）」が一番多く、「家族関係の悩み（34件 16.6%）」「学校生活での悩み（16件 7.8%）」と続きます。また、「いじめ」や「虐待」など、緊急性が高い相談もありました。

図4 相談の内容別の相談件数のグラフ

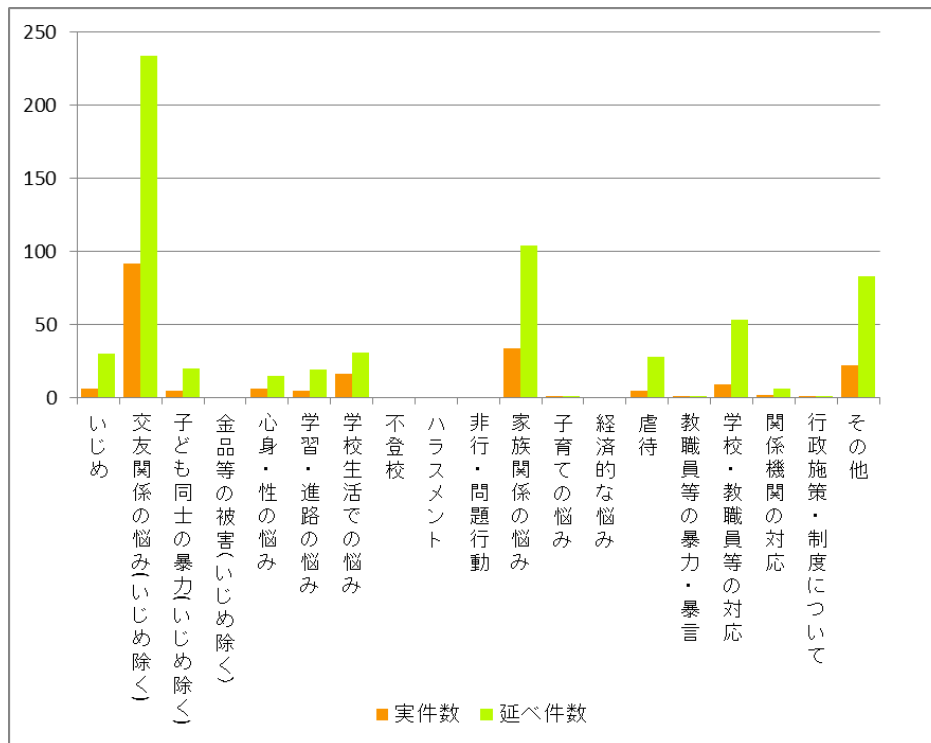


表4 相談の内容別の相談件数と割合

	いじめ	交友関係	子ども同士の暴力	金品等の被害	心身・性の悩み	学習・進路の悩み	学校生活	不登校	ハラスメント	非行問題行動
実件数	6 (2.9%)	92 (44.9%)	5 (2.4%)	—	6 (2.9%)	5 (2.4%)	16 (7.8%)	—	—	—
延べ件数	30 (4.8%)	234 (37.4%)	20 (3.2%)	—	15 (2.4%)	19 (3.0%)	31 (5.0%)	—	—	—
	家族関係	子育ての悩み	経済的な悩み	虐待	教職員等の暴力・暴言	学校・教職員等の対応	関係機関の対応	行政施策制度について	その他	合計
実件数	34 (16.6%)	1 (0.5%)	—	5 (2.4%)	1 (0.5%)	9 (4.4%)	2 (1.0%)	1 (0.5%)	22 (10.7%)	205 (100%)
延べ件数	104 (16.6%)	1 (0.2%)	—	28 (4.5%)	1 (0.2%)	53 (8.5%)	6 (1.0%)	1 (0.2%)	83 (13.3%)	626 (100%)

⑤ 相談者別にみた初回の相談内容（実件数）

子どもたちからの初回の相談内容は「交友関係の悩み」が一番多く、「家族関係の悩み」「学校生活での悩み」と続きます。「その他」の内容としては、“話を聞いてほしい”“日常的な疑問について聞きたい”といった内容が含まれます。

図5 子どもからの初回相談内容のグラフ

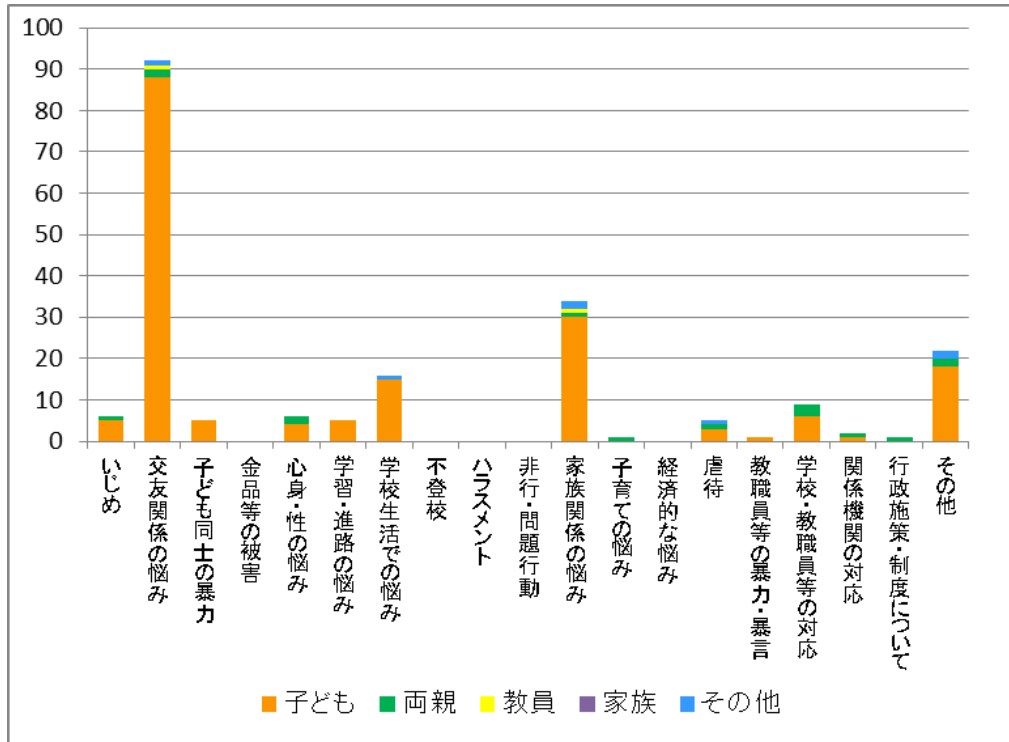


表5 子どもからの初回相談内容と割合

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	計
	いじめ	交友関係の悩み	子ども同士の暴力	金品等の被害	心身・性の悩み	学習・進路の悩み	学校生活での悩み	不登校	ハラスメント	非行・問題行動	家族関係の悩み	子育ての悩み	経済的な悩み	虐待	教職員等の暴力・暴言	学校・教職員等の対応	関係機関の対応	行政施策・制度について	その他	
子ども	5	88	5	0	4	5	15	0	0	0	30	0	0	3	1	6	1	0	18	181
両親	1	2	0	0	2	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	3	1	1	2	15
教員	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
家族	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	2	6
計	6	92	5	0	6	5	16	0	0	0	34	1	0	5	1	9	2	1	22	205

⑥ 年代別にみた子どもからの初回の相談内容

子ども本人からの相談は実件数 181 件でした。子どもからの相談内容を年代別にみると、小学生からは「交友関係の悩み」「学校生活の悩み」「家族関係の悩み」の相談が多くありました。中学生からは「いじめ」「交友関係の悩み」「学習・進路の悩み」「虐待」の相談がありました。高校生からは「交友関係の悩み」「心身の悩み」「家族関係の悩み」の相談がありました。

図 6 年代別にみた子どもからの初回相談内容のグラフ

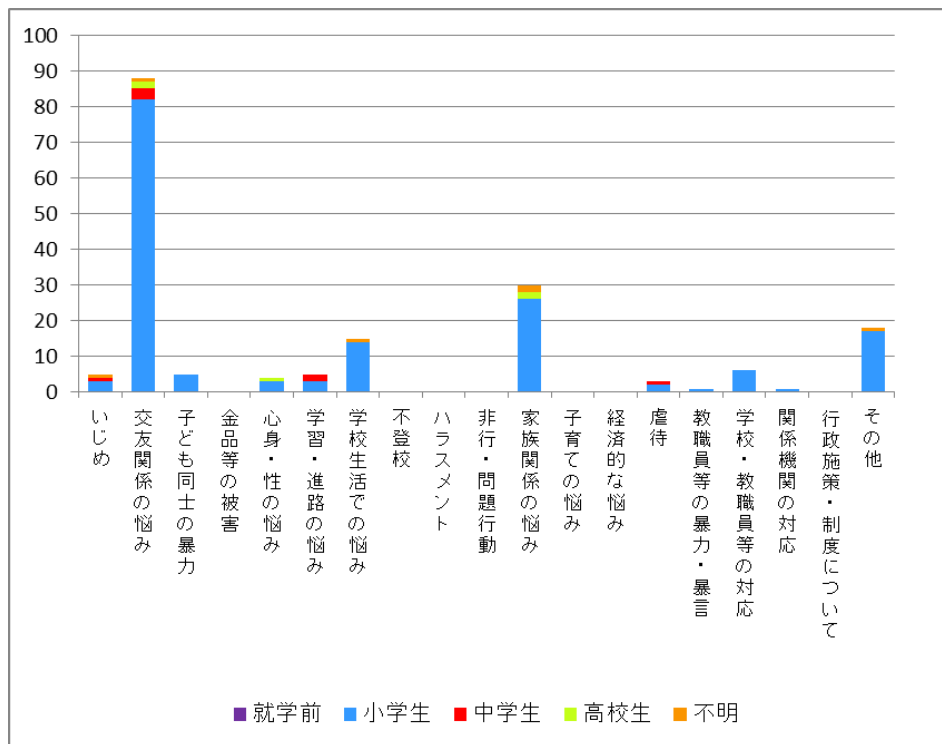


表 6 年代別にみた子どもからの初回相談内容

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	計	
	いじめ	交友関係の悩み	子ども同士の暴力	金品等の被害	心身・性の悩み	学習・進路の悩み	学校生活での悩み	不登校	ハラスメント	非行・問題行動	家族関係の悩み	子育ての悩み	経済的な悩み	虐待	教職員等の暴力・暴言	学校・教職員等の対応	関係機関の対応	行政施策・制度について	その他		
就学前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小学生	3	82	5	0	3	3	14	0	0	0	26	0	0	2	1	6	1	0	17	163	
中学生	1	3	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	7	
高校生	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	5	
不明	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	6	
計	5	88	5	0	4	5	15	0	0	0	30	0	0	3	1	6	1	0	18	181	

⑦ 1 ケース当たりの継続・対応回数

平成30年度の1ケース当たりの継続・対応回数は、1回が113件(55.1%)、2回以上が92件(44.9%)ありました。平成29年度と比較すると、「2回以上の継続・対応」の割合が増加し、「10回以上の継続・対応」のケースが0件から12件に増加しました。

図7 1 ケース当たりの継続・対応回数の比較グラフ

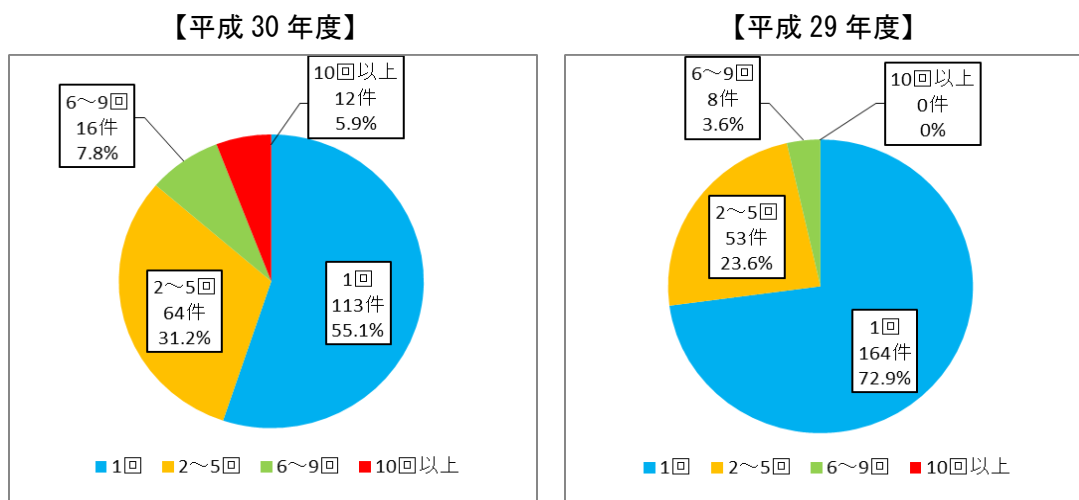


表7 1 ケース当たりの継続・対応回数の比較

	1回	2~5回	6~9回	10回以上	計
平成30年度	2回以上 92 (44.9%)				
	113	64	16	12	205
	(55.1%)	(31.2%)	(7.8%)	(5.9%)	(100%)
平成29年度	2回以上 61 (27.1%)				
	164	53	8	0	225
	(72.9%)	(23.6%)	(3.6%)	(0.0%)	(100%)

⑧ 相談方法別にみた相談件数

通常相談方法（電話、面接、手紙、FAX）での相談件数は、実件数 76 件・延べ件数 438 件でした。
出張相談会での相談件数は、実件数 129 件・延べ件数 188 件でした。

通常相談方法について、電話相談、来所相談、学校での面接相談が多くありました。

※ 通常相談方法とは、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」が一般に開放している 4 つの相談方法（電話、面接、手紙、FAX）のことを指します。

※ 出張相談会とは、学校へ向いて子どもたちの相談を受ける相談会のことです。詳しくは 26 ページを参照。

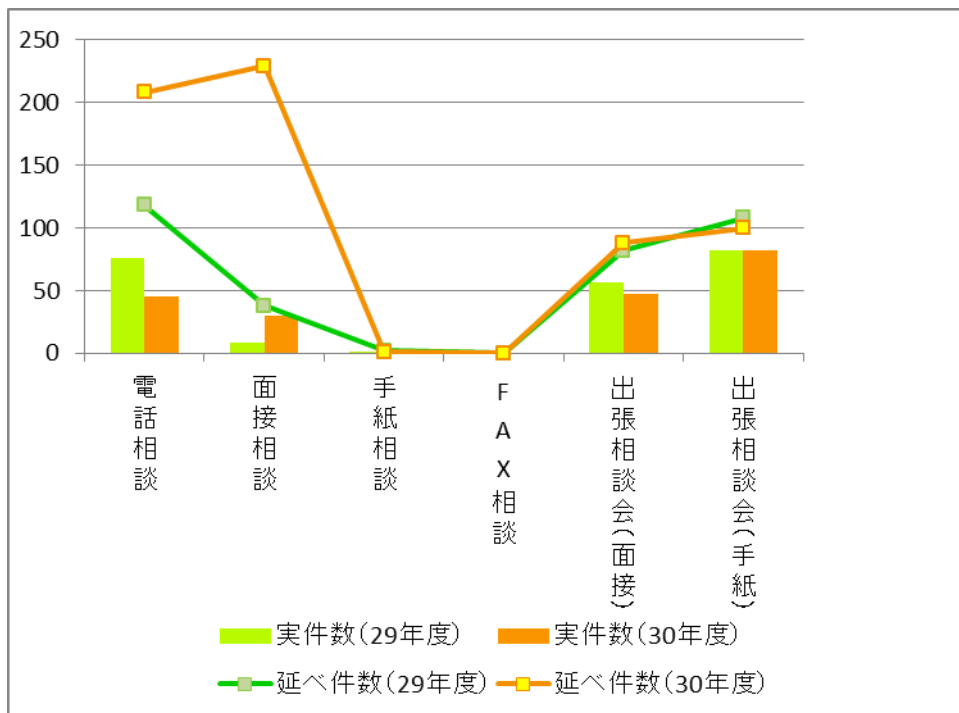
表 8-1 通常相談方法での相談件数

	電話 相談	面接相談				手紙 相談	FAX 相談	その他	合計
		来所	自宅訪問	学校訪問	その他				
実件数	45	15	0	15	0	0	0	1	76
延べ件数	208	81	2	146	0	0	0	1	438

表 8-2 出張相談会での相談件数

	出張相談会		合計
	面接	手紙	
実件数	47	82	129
延べ件数	88	100	188

図 8 相談方法別にみた相談件数のグラフ（H29 年度との比較）



通常相談方法（電話、面接、手紙、FAX）による相談件数の傾向をみるため、通常相談方法による相談件数を抜き出して、分析したものを下に示します。

※ 通常相談方法での相談件数（実件数 76 件、438 件）＝全体相談件数（実件数 205 件、延べ件数 626 件）から、出張相談会での相談件数（実件数 129 件、延べ件数 188 件）を引いたもの。

⑨ 月別にみた通常相談件数

通常相談方法による相談件数を月別にみると、初回の相談が寄せられるのは10月が一番多く、延べ件数が多いのは10月と12月でした。

図9 月別にみた通常相談件数の推移のグラフ

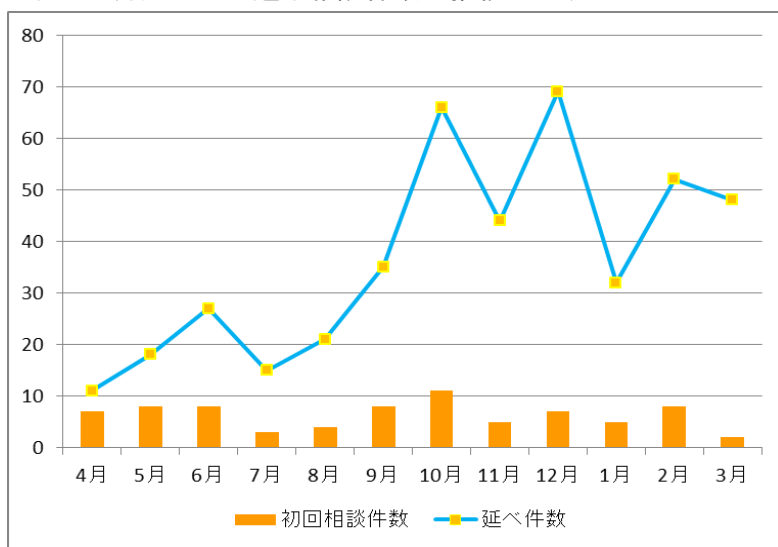


表9 月別にみた通常相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
実件数	7	8	8	3	4	8	11	5	7	5	8	2	76
延べ件数	11	18	27	15	21	35	66	44	69	32	52	48	438

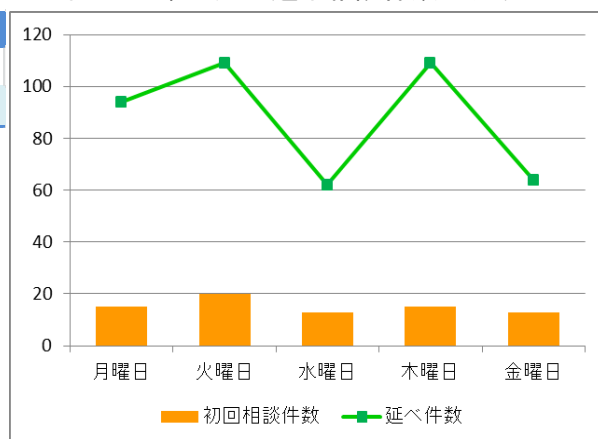
⑩ 曜日別にみた通常相談件数

通常相談方法による相談件数を曜日別にみると、初回の相談は火曜日に一番多く、延べ件数は火曜日と木曜日に多くなっていました。

表10 曜日別の通常相談件数

	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	計
実件数	15	20	13	15	13	76
延べ件数	94	109	62	109	64	438

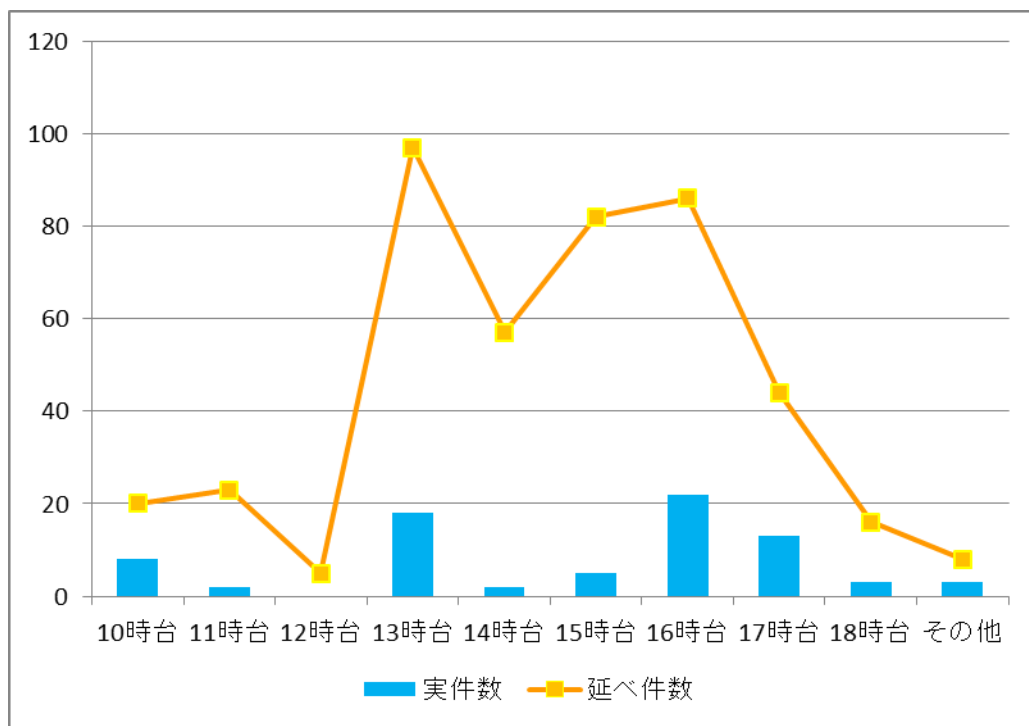
図10 曜日別の通常相談件数のグラフ



⑪ 時間帯別にみた通常相談件数

通常相談方法による相談件数を時間帯別にみると、初回相談件数は13時台、16時台、17時台に多く、延べ件数は13時台、15時台、16時台に多くなっていました。

図 11 時間帯別にみた通常相談件数のグラフ



	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時台	その他	計
実件数	8	2	0	18	2	5	22	13	3	3	76
延べ件数	20	23	5	97	57	82	86	44	16	8	438

(2) 救済申立て・発意件数

平成30年度の救済申立て案件は1件でした。発意案件はありませんでした。

表 12 救済申立て・発意件数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
申立て案件	0	0	1
発意案件	1	1	0

(3) 平成 30 年度の相談の傾向

ア 相談件数の傾向

平成 30 年度の相談件数は、初回相談件数 205 件、延べ件数 626 件であり、平成 29 年度と比較すると、初回相談件数が 20 件減り、延べ件数が 278 件増加していました。相談方法別にみると、通常相談（電話、面接、手紙、FAX）における、電話相談と面接相談の延べ件数が大幅に増加していました。相談対象別にみると、子どもたちからの相談だけでなく、両親や教員、その他関係者の延べ相談件数が増加していました。

平成 30 年度は、子どもたちからの相談に対して、悩みが落ち着いた後も、丁寧な見守りを行うことに力を入れています。相談をしてくれた子が、その後も元気に過ごしているか様子を見に行ったり、学校や関係機関と連携をし、その子を取り囲む環境について継続的に調整を行ったりと、悩みが落ち着いた後の見守り対応が増加したことが、延べ件数の増加につながっていると考えられます。

イ 相談の特徴

相談対象についてみると、小学生の子どもに関する相談が多く、特に小学 3 年生に関する相談が多く寄せられていました。両親からの子どもに関する相談は、お子さんの年齢に関係なく、一定数寄せられていました。

相談の継続回数についてみると、4 割以上が 2 回以上継続して関わった相談でした。その場での解決がむずかしく相談を重ねたケースや、本人からの希望があったことから家族や学校、関係機関と連携をとり、継続的に見守り・調整を行ったケースなどがありました。特に今年度は関係者と連携をとり、対応したケースが多くありました。

ウ 相談の内容

相談の内容として、子どもたちからは交友関係の悩みや家族関係の悩みが多く寄せられていました。年代別にみても、小学生・中学生・高校生からは、交友関係の悩みが一番多く寄せられており、小学生・高校生からは家族関係の悩みも多く寄せられていました。友だちや家族といった身近な人は、関わる機会が多いため、日常的なトラブルが悩みにつながりやすいことが考えられます。また、いじめや虐待といった緊急度の高い相談も寄せられており、関係者や関係機関と連携し、対応をしています。

エ 通常相談（電話、面接、手紙、FAX）について

月別に延べ件数をみると、概ね月を追う毎に相談件数は増加しており、特に夏休みが明けた 9 月頃からの相談件数が急増しています。再度相談に来てくれる子や継続ケースの増加による影響もありますが、長期休みの後には悩みが生じやすい傾向があることがうかがえました。

曜日別に延べ件数をみると、火曜日と木曜日に相談が少なくなる傾向がありました。

時間帯別に相談件数をみると、初回相談は「13 時台」と「16 時台」に多く、延べ相談では「13 時台」と「16-17 時台」で多くなっていました。これは、学校を訪問しての面接を「13 時台」の昼休みに行うことが多かったこと、学校が終わってからの「16-17 時台」に、子どもたちからの相談が多かったことが影響していると考えられます。

3 子どもの権利救済・回復活動の実際

(1) 相談・助言・支援

※プライバシー保護のため、内容等は一部変更してあります。

相談者 所属 主な内容	相談および調整の内容
事例① 本人 小学生 家族関係 の悩み	<p>【相談の概要】</p> <p>「家のことで悩んでいる。やる気が出ない」と相談がありました。</p> <p>【ハッピークローバーより】</p> <p>話を聞いていくと、家庭が不安定な状況にあり、家で落ち着いて過ごせる時間が少ないため、疲れが溜まってきているとのことでした。学校が支えになっており、好きな先生と話したり、疲れた時に保健室で休んだりしながら、なんとか保とうとしているようでしたが、だんだんと活動や勉強への意欲が低下しつつある状態のようでした。</p> <p>そのため、学校と連携をとることに本人の了承を得て、本人との面接と、学校との環境調整を同時進行で行って行きました。本人との面接では、意欲低下の改善を目標に面接を行い、学校との環境調整では、本人への関わり方と同時に、家族への介入の仕方についても考え、役割分担をしながら関わって行きました。その中で、少しずつ本人の意欲の向上、家庭の安定がみられて行きました。</p>
事例② 本人 小学生 いじめ	<p>【相談の概要】</p> <p>「クラスに強い子がいて、悪口を言われたり、叩かれたりと、いじめのようなひどいことをされているため助けてほしい」との相談がありました。</p> <p>【ハッピークローバーより】</p> <p>話を聞いていくと、その強い子は誰に対しても悪口・暴力があるものの、相談してくれた子は特にひどいことをされており、学校へ行きたくないとまでも思い始めているとのことでした。先生たちは協力的ということで、学校との連携に対して了解が得られたため、本人との面接と、学校との環境調整を同時進行で行って行きました。</p> <p>本人とは、仲が良い友だちや好きな先生を支えに、被害を受けない・安心するための方法を一緒に考え、学校とは、複数の先生に協力を頂き、本人を支える仕組みと、強い子への関わり方について一緒に考えました。本人を支える仕組みが固まり、本人に守ってもらえるという感覚が強くなっていく中で、「もうあんまりひどいことされなくなったし、された時も助けてもらえるから大丈夫」という言葉があり、その後経過を見守りました。</p>
事例③ 本人 中学生 交友関係 の悩み 家族関係 の悩み	<p>【相談の概要】</p> <p>「人との付き合いが苦手で、どう関わればいいのか分からない」との相談がありました。</p> <p>【ハッピークローバーより】</p> <p>話を聞いていくと、昔から人間関係で苦しんできている様子うかがえ、その傷つきや不安定な状況から、人との安定した関係が作りづらいことがうかがえました。また、本人の中に“やってみたいこと、がんばりたいこと”があるものの、それが人間関係のトラブルによって、諦めざるを得ない状況になってしまうことが多いようでした。</p> <p>そのため、日常的な人間関係（特にトラブル）について、予防の仕方、気持ちのコントロールや伝え方、今後の対処法など、安定した人間関係を構築することを目標に、話をして行きました。その中で、気にかけてくれる先生へ適切に気持ちを伝えられるようになったり、趣味が合う友だちと、ある程度一緒に居ることができるようになったりと、良い変化がみられ始め、同時に“やってみたいこと、がんばりたいこと”も少しずつできるようになって行きました。</p>

相談者 所属 主な内容	相談および調整の内容
事例④ 本人 小学生 家族関係 の悩み	<p>【相談の概要】</p> <p>出張相談会で一緒に遊んでいると、「本当は相談があつてきたんだ。お父さんとお母さんがいつも喧嘩をしているから、心がしんどい」と話してくれました。</p> <p>【ハッピークローバーより】</p> <p>相談室でお話を聞くと、数年前から両親の喧嘩が絶えず、祖父母や親戚が間に入ろうとしても、うまく行かなかった様子でした。最近ではお互い話をしないようにしているとのことで、本人が間に入って会話がなされることもあり、ストレスから心身への影響も出てきている段階でした。</p> <p>相談者の了解を得て、担任の先生に内容を伝え、普段の学校生活での配慮等をお願いしました。また、児童本人から「これからも相談したい」との要望がありましたので、継続相談として面談を続け、心が軽くなるような関わりを試みています。</p>
事例⑤ 本人 小学生 交友関係 の悩み	<p>【相談の概要】</p> <p>出張相談会で3人の児童が連れ立って来談し、「クラスのAさんが、自分は持ってきちゃいけない物を持って来ているのに、私たちには色々注意してくる」と相談がありました。</p> <p>【ハッピークローバーより】</p> <p>3人が各々に不満を抱えているものの、Aさんに直接言っても変わらなかったり、話をする勇気が持てないとのことでした。そこで、ハッピークローバーから担任の先生にお話を聞き、一緒に対応を考えてみることを提案すると、3人共に了承を得ました。</p> <p>担任の先生とお話したところ、Aさんのことについては他の児童からも相談があっており、関係する児童を集めて話し合いたいと考えられていました。相談してくれた児童は、直接話をすることに不安を抱えていることから、その点に関しては配慮をお願いしています。</p> <p>後日学校訪問の際に児童の1人と面談したところ、「あれから話をして、伝え方に気をつけようって話になった。いまは嫌な気持ちはないよ」と、その後の様子を聞くことができました。</p>
事例⑥ 本人 中学生 家族関係 の悩み	<p>【相談の概要】</p> <p>匿名で電話があり、「お父さんとの関係で悩んでいます。何でも頭ごなしに叱ってくるけど、僕の話も聞いて欲しい」と相談がありました。</p> <p>【ハッピークローバーより】</p> <p>会話を続けていくと、本人は交友関係の悩みから不登校になり、いまは朝起きることも難しい状況とのことでした。本人も苦しいなか、父親に「何で普通のことができないのか」等の言葉をかけられ、傷ついている様子でした。「僕だって色々考えている。お母さんは分かってくれて、無理に学校に行かせようとはしなくなった」と胸のうちの明かしてくれたことから、いまは母親に寄り添ってもらいつつ、父親との距離を置くなど、苦しい状況を乗り越えるための方法を一緒に考えました。</p> <p>最後まで「名前は言いたくない」とのことでしたので、自分でニックネームをつけてもらい、「またつらいときは電話してね。一緒に考えよう」と次に繋げる工夫をして、電話を終了しています。本人からはその後も一度、同様の相談があり、お話を聞いています。</p>

(2) 救済申し立て・発意

平成30年度の救済申し立て案件は1件でした。発意案件はありませんでした。

(3) 救済委員会議報告（一部抜粋）

回	期日時間	内 容	決 定 事 項 等
1	4月9日(月) 14:00~16:00	・平成29年度活動報告書作成について ・宗像市からの報告	・活動報告書変更点の検討
2	4月25日(水) 14:00~16:00 4月26日(木) 13:30~15:00	・全国自治体シンポジウムについて ・申し立て案件について ・子ども育成課活動報告	・特別分科会のテーマを検討
3	5月14日(月) 10:00~12:00	・申し立て案件について ・宗像市からの報告	・申立人との面談日程を調整
4	5月28日(月) 16:00~18:00	・平成29年度活動報告書作成について ・宗像市子ども基本条例に基づく市長への報告について ・子ども育成課活動報告	・活動報告書原稿を決定 ・市長への報告予定日を7月9日(月)に決定
5	6月11日(月) 14:00~16:00	・アンケートの実施について ・出張相談会の「遊びコーナー」について	・アンケート調査期間、実施要領を決定 ・「遊びコーナー」にミニノート等採用
6	6月25日(月) 14:00~16:00	・平成30年度相談種別について ・子ども育成課活動報告	・相談実績が無い項目を整理し、現行の25種別から19種別に変更
7	7月9日(月) 14:00~16:00	・平成29年度市長への活動報告 ・全国自治体シンポジウムについて ・東郷小学校出張相談会(報告)	・お手紙相談の様式を一部変更
8	7月26日(木) 14:00~16:00	・アンケート集計結果について ・活動報告書配布先について ・申し立て案件について ・子ども育成課活動報告	・前年度までの配布先に加え、全国自治体シンポジウムでも活動報告書を配布
9	8月27日(月) 14:00~16:00	・はぴくろ通信 vol.10 発行について ・ワクワク work 中学生職場体験について ・申し立て案件について	・はぴくろ通信を小学校1、2年生向け、小学校3~6年生向け、中高生向けに分けて作成
10	9月10日(月) 14:00~16:00	・全国自治体シンポジウムについて ・出張相談会における子ども相談の対応について ・はぴくろ通信 vol.10 発行について ・申し立て案件について ・子ども育成課活動報告	・シンポジウム各日程への救済委員参加予定を確認 ・相談会の趣旨や学校との連携について再検討 ・はぴくろ通信 vol.10 原稿を決定
11	9月27日(木) 10:00~12:00	・南郷小学校出張相談会(報告) ・ワクワク work 中学生職場体験(報告) ・申し立て案件について	・次号はぴくろ通信について、職場体験に参加した生徒からの意見を採用
12	10月18日(木) 10:00~12:00	・全国自治体シンポジウムについて ・出張相談会における子ども相談の対応について ・申し立て案件について ・子ども育成課活動報告	・シンポジウム中止による影響、今後の流れを確認 ・「出張相談会の基本的なあり方について」文書を作成

回	期日時間	内 容	決 定 事 項 等
13	11月8日(木) 10:00~12:00	<ul style="list-style-type: none"> ・日の里東、吉武小学校出張相談会(報告) ・子どもまつりでの展示内容(報告) ・申し立て案件について 	<ul style="list-style-type: none"> ・来年度はイベント等への参加を検討
14	11月22日(木) 10:00~12:00	<ul style="list-style-type: none"> ・河東西、日の里西小学校出張相談会(報告) ・学校警察連絡協議会研修依頼について ・申し立て案件について ・子ども育成課活動報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校警察連絡協議会の研修会で条例、相談活動について紹介
15	12月6日(木) 10:00~12:00	<ul style="list-style-type: none"> ・はびくろ通信 vol.11 発行について ・申し立て案件について 	<ul style="list-style-type: none"> ・イラストを活用し見やすい紙面へ変更。中高生版において、中学校3校での出張相談会について紹介
16	12月20日(木) 10:00~12:00	<ul style="list-style-type: none"> ・全国自治体シンポジウムについて ・申し立て案件について ・子ども育成課活動報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国自治体シンポジウム再開決定を報告
17	1月10日(木) 10:00~12:00	<ul style="list-style-type: none"> ・はびくろ通信 vol.11 発行について ・平成30年度活動報告書の作成について ・情報公開請求時の対応について ・申し立て案件について 	<ul style="list-style-type: none"> ・はびくろ通信 vol.11 の原稿決定 ・平成30年度活動報告書の構成を検討
18	1月24日(木) 10:00~12:00	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度活動報告書について ・全国自治体シンポジウムについて ・申し立て案件について ・子ども育成課活動報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動報告書の内容と作成担当を検討
19	2月7日(木) 10:00~12:00	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度活動報告書について ・申し立て案件について 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動報告書の構成を整理、追加
20	2月21日(木) 10:00~12:00	<ul style="list-style-type: none"> ・全国自治体シンポジウムについて ・はびくろ通信特別号について ・申し立て案件について ・子ども育成課活動報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・シンポジウム開催結果に関する意見交換 ・はびくろ通信特別号の原稿決定、市内全中学校への配布を決定
21	3月7日(火) 10:00~12:00	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度の総括と31年度に向けて ・申し立て案件について 	<ul style="list-style-type: none"> ・統計方法について、ケース換算の概念を導入
22	3月28日(木) 14:00~16:00	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度活動報告書の作成について ・申し立て案件について ・子ども育成課活動報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度の総括と平成31年度に向けての検討

※ 全会議で個別事例に関する検討を実施。

4 広報・啓発活動

(1) 活動概要

平成30年度は、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」が、子どもの権利救済・回復活動を始めて6年目の年でした。むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」を身近に感じてもらえるよう、今年度も小・中・高校生や保護者、教育関係者に向けて、広報・啓発活動を行いました。

今年度は、カードのデザインを変更したり、「はびくろ通信」を年齢別に発行したりと、より子どもたちの心に届く広報・啓発の方法について考えながら活動しました。

項目	実施時期	対象等	備考
配布			
リーフレット	4月・5月	市内の小・中学校、宗像高等学校・東海大付属福岡高等学校	全児童生徒に配布（約11000部）
カード	4月・5月		
はびくろ通信 第10号	9月		出張相談会の紹介
はびくろ通信 第11号	1月		宗像市子どもまつりの展示について、相談員の紹介
はびくろ通信 特別号	3月		市内の中学校を卒業する子どもたち
クリアファイル			
校内啓発活動			
小・中学校での全校生徒へ向けての啓発活動	随時	市内の小・中学校	啓発スライドを一部変更
むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」についてのアンケート調査	6～7月	市内の小・中学校に通う小学5年生と中学2年生	小学5年生884人、中学2年生821人、計1705人
イベント参加			
宗像市子どもまつりでの掲示	11月	市民等	広報・啓発と“きせかえふくちゃん”の展示
全国自治体シンポジウム2018宗像（分野別実践交流会議）に参加	2月	全国の自治体や専門家、市民等	シンポジウムの趣旨を33ページに記載
その他の活動			
ホームページ	随時	市民等	むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」の活動や情報について掲載
学校警察連絡協議会での講和	2月	宗像・福津市の教員、警察関係者	子どもの権利について

(2) リーフレット・カードの配布

新年度初めの4月から5月上旬までに、宗像市内の小学校14校、中学校6校、義務教育学校1校、宗像中学校・宗像高等学校、東海大学附属福岡高等学校を訪問し、リーフレット及びカードの配布を依頼しました。

リーフレットは、平成28年度からのデザインを継続して使用しました。

カードは、表面にイメージキャラクター「ふくちゃん」を採用した新しいデザインへと変更して使用しました。サイズは今まで同様、小学生の子どもたちが名札の中（裏側）に入れられるサイズのものとし、困ったときにはそれを見て、いつでも連絡できるようにしました。

配布リーフレット

配布カード

(3) 小・中学校での啓発活動

① 啓発用の説明資料の作成

子どもの権利と、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」について理解してもらうために、小・中学生に向けた説明資料（パワーポイント）を一部変更して使用しました。



平成 30 年度 小学生向け啓発スライド（一部抜粋）

② 小・中学校児童生徒への啓発活動

上記の説明資料を用いて、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」について、啓発活動を実施しました。

4月21日（土）の赤間西小学校での実施を始め、始業式や終業式、生徒総会、人権集会といった全校児童生徒が集まる時間を活用し、宗像市内の小学校8校、中学校3校、義務教育学校1校で啓発活動を行いました。学校の協力もあり、今年度も早い時期に啓発活動を行うことができました。今後も、より一層子どもたちの心に届く啓発を目指していきたいと思ひます。



(4) 「はぴくろ通信」の発行

平成30年度は、「はぴくろ通信」の内容を子どもたちの年齢に沿ったものとするため、『小学校1・2年生版』『小学校3-6年生版』『中学・高校生版』に分けて発行しました。『小学校1・2年生版』と『小学校3-6年生版』については、文言や振り仮名の調整を行ったもので、内容はほぼ同じものとなります。第10号を9月、第11号を1月に発行しました。

宗像市子ども相談センター むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」

はぴくろ通信

happy clover news 通信

vol. 10
2018年9月

2学期が始まりましたね。夏休みは楽しかったですか？
『友だちとけんかした』『かなしいことがあった』など、なやんでいることがある時は、まわりの人や「ハッピークローバー」に相談してくださいね。

イメージキャラクター
ふくちゃん

こころの成長期！

みなさんのころは、ぐんぐん成長中です。人を思いやるようになり、未来を思い描けるようになり、自分の意見をもてるようになっていたり、できることがどんどん増えます。

できることが増えると、喜ぶことも増えるので、1人じゃ難しかったことが「なんかもういっ！」となる時が増えます。

だれかに相談するのは、ちょっと勇気が必要です。ただ、人に相談することで、1人じゃわからなかった気持ちの整理ができたり、その人から助けてもらえることもあります。

みなさんのまわりには、相談できる人がたくさんいます。「なんかもういっ！」となった時、もしくはそんな時は、お話を聞かせてください。

なんかもういっ！ → 相談すると → 気持ちの整理が助けてもらえたり

「はぴくろ通信」第10号（小学生3-6年生版）

しょうがっこう さうぜんかい
小学校で相談会をしています！！

相談会ってなに？
ハッピークローバーが学校にいて、相談を聞いて、いっしょに遊んだりします。相談会をする小学校では、お知らせをくべてもらっています。これからは、順番に小学校で相談会をしていくので、お知らせを見た子は、相談会に来て下さいね。

なんでも相談コーナー
お手紙相談コーナー
遊びコーナー

相談会では友だち、家族、友達、学校生活などについて、いろんな相談がありました。特に友だちについての相談が多く、どう話かけようか、だれに話かけようかなどを一緒に考えました。みなさんとお話したり、遊んだりできて、とってもうれしかったです。

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」

- 受付時間 月～金曜日 朝10時～夕方6時30分まで
- 場所 〒811-3492 宗像市東郷1丁目1番1号（宗像市役所西館1階）
- 電話相談
子どもの場合はこちら
0120-968-4877 → 子ども専用フリーダイヤル（通話料はかかりません）
大人の場合はこちら
0940-36-9094
- 会って相談 宗像市役所まで来てくれるか、お電話をくれたら会いに行くこと（学校や近くのコミセンなど）もできます。
- 手紙で相談 上の住所までお手紙を送ってください。お返事を書きます。
- FAXで相談 0940-37-3046まで、FAXを送ってください。

宗像市子ども相談センター むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」

はぴくろ通信

happy clover news 通信

vol. 10
2018年9月

アンケートについて

宗像市内の中学生にアンケートを行いました。協力してくれた皆さん、ありがとうございます。今回の「はぴくろ通信」Vol.10では、アンケートの結果をすこし紹介いたします。

中学校に出でさやむい悩み？

悩みがあると答えた人が多く、特に「勉強・友だち・自分」についての悩む人が多いようです。みなさんの年代は、ぐんぐん大人になる時期なので、勉強や友人関係がむずかしくなります。また、自分ってどんな人？将来何になる？等、自分について考える事が増えます。悩むことは決して悪いことではありませんが、「悩み過ぎ」には注意してくださいね！！

悩み	割合
勉強	57.9%
友だち	41.4%
自分	30.7%
その他	9.7%

価値をもって大得意なこと！

多くの人が「相談する人がいる」と答えていました。相談相手ベスト3は、1位「友だち」、2位「親」、3位「先生」でした。

1人で悩みを抱えていると、いやらことを繰り返してしまいがちで増えます。いやらことばかり考えている時は、一歩踏み出して、誰かに相談してみよう！

人に話をする、悩みを見つめ直す機会になって、気持ちが整理できたり、悩みを克服できるようなったります。

1位 友だち 41.4%
2位 親 30.7%
3位 先生 9.7%

「ハッピークローバー」もみなさんの悩みを解決するのにお手伝いします

1人悩みにいると → 人に悩みを話す → 悩みを相手に話すか考えるので、悩みを冷静に見つめ直すやすい

「はぴくろ通信」第10号（中学・高校生版）

相談を受けてからの流れ

もし「ハッピークローバー」に相談をしたら、何をしてくれるの？という疑問が寄せられているため、相談を受けてからの流れについて説明します。

例えば、こんなことで悩んでいて

- 学校で
 - いじめやからかいのこと
 - 先生のことや勉強のこと
 - 部活のこと
- 家庭で
 - 家族や兄弟のこと
 - 日常生活のこと
 - 食事や睡眠のこと
- そのほかで
 - ネット上のトラブル
 - 恋人のこと
 - 将来のこと

1人でずっと悩んでいたり、話したいことがある時 → いやな気持ちでいっぱいになった時（くやしい、悲しい、切ない など）

相談する

- 電話相談、会って相談、手紙相談、FAX相談の方法があります。
- 一緒に考える
- 話をじっくり聴き、どうすれば今の悩みや気持ちが軽くなるのか、どのような解決策があるのかを一緒に考えます。

関係者の協力がほしい時

- 悩みを軽くするため、学校や家庭といった関係者の協力がほしいというときには、どう協力してもらうか一緒に考えます。
- 希望があれば、代わりに協力をお願いしたり、気持ちを伝えに行くこともできます。

もう大丈夫、前に進めよう

また悩みがあったら、いつでも相談してください。必要であれば、見守り支援します。

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」

- 受付時間 月～金曜日 朝10時～夕方6時30分まで
- 場所 〒811-3492 宗像市東郷1丁目1番1号（宗像市役所西館1階）
- 電話相談
子どもの場合はこちら
0120-968-4877 → 子ども専用フリーダイヤル（通話料はかかりません）
大人の場合はこちら
0940-36-9094
- 会って相談 宗像市役所まで来てくれるか、電話をくれたら会いに行くこともできます。
- 手紙相談 上の住所までお手紙を送ってください。お返事を書きます。
- FAX相談 0940-37-3046まで、FAXを送ってください。

新年あけましておめでとうございます
 新年あけましておめでとうございます
 新年あけましておめでとうございます



新しいチャレンジ！

新年は「新しい気持ちでがんばるぞ」という気持ちが溢れて、友だちと争くなるチャレンジ、鬼屋やスパーツのチャレンジなど、皆さんのチャレンジをたくさん見たいです。
 チャレンジがうまくいく時は、「できた！」「やった！」「うれしい！」といった気持ちを誰かに話すと、いっしょに楽しむことができます。ぜひ伝えてあげてください。
 また、うまくいかなかった時、「でもできなかった」「ゲームが難しい」といった言葉が耳に入ると、どうすればいいのかわからなくなることがあります。そんな時は、先輩や先生に話を聞いてみるのもいいかもしれません。
 新しいチャレンジがうまくいって、うれしくいって、うまくなると、大人が喜んでくれます。きっといいことがあつきます。
 みんなで頑張るっていい。先生、友達、みんな、ハッピークローバーと一緒に頑張ってください。これも新しいチャレンジです。



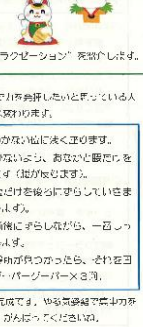
11月4日(日)、常盤ユリックスで『ひびくろ子どもまつり』が実施されました。
 ハッピークローバーは、花巻市子どもまつりに参加して、『ひびくろ子どもまつり』の作品を、小学館で展示しました。
 おしえてくれたみんな、キャラクターを貸してくれたみんな、ハロウィンがくれたみんな、とてもいい思い出になりました。ありがとうございました。お礼申し上げます。



ひびくろ子ども権利相談室「ハッピークローバー」
 ・相談できる時間 月～金曜日 午前10時～午後6時30分
 ・場所 〒811-0492 茨城県水戸市1丁目1番1号（常盤ユリックス1階）
 ◎ 相談員 常盤ユリックス 常盤ユリックス 常盤ユリックス
 ◎ 子どもの権利はこころ 子どもの権利はこころ 子どもの権利はこころ
 ◎ 子どもの権利はこころ 子どもの権利はこころ 子どもの権利はこころ
 ◎ 子どもの権利はこころ 子どもの権利はこころ 子どもの権利はこころ
 ◎ 子どもの権利はこころ 子どもの権利はこころ 子どもの権利はこころ

「はぴくろ通信」第10号（小学3～6年生版）

新年あけましておめでとうございます
 新年あけましておめでとうございます
 新年あけましておめでとうございます



新年あけましておめでとうございます
 新年あけましておめでとうございます
 新年あけましておめでとうございます

リラックス呼吸（腹を膨らませよう）

「腹を膨らませよう」という呼吸法は、リラックス効果があります。
 1. 仰向けで目を閉じます。
 2. 鼻から息を吐き、息が止まった時に、お腹を膨らませます。
 3. これを自分のペースで繰り返します。
 4. 3分程度続けると、体がリラックスして、呼吸が楽になります。

毎年11月の小学生で相談会を行っています。平成29年度は、いくつかの小学校で相談会を行いました。今年度は、11月10日（日）、中央中学校、水戸市立水戸中学校、水戸市立水戸中学校で行います。

相談員は、常盤ユリックス 常盤ユリックス 常盤ユリックス
 ◎ 常盤ユリックス 常盤ユリックス 常盤ユリックス
 ◎ 常盤ユリックス 常盤ユリックス 常盤ユリックス
 ◎ 常盤ユリックス 常盤ユリックス 常盤ユリックス
 ◎ 常盤ユリックス 常盤ユリックス 常盤ユリックス
 ◎ 常盤ユリックス 常盤ユリックス 常盤ユリックス

ひびくろ子ども権利相談室「ハッピークローバー」
 ・相談員 常盤ユリックス 常盤ユリックス 常盤ユリックス
 ◎ 子どもの権利はこころ 子どもの権利はこころ 子どもの権利はこころ
 ◎ 子どもの権利はこころ 子どもの権利はこころ 子どもの権利はこころ
 ◎ 子どもの権利はこころ 子どもの権利はこころ 子どもの権利はこころ
 ◎ 子どもの権利はこころ 子どもの権利はこころ 子どもの権利はこころ



「はぴくろ通信」第10号（中学・高校生版）


はびくろ
 happy clover news


特別号
2013年3月号


卒業おめでとうございます


ご卒業おめでとうございます。
 新しい立立ちの時、未来への夢と希望がいっぱいなのではないでしょうか。
 これからも、みなさんの未来が輝いたものであることを願っています。

ハッピークローバーは
これからもあなたを応援します

これから先、嬉しいことも、かなしいことも、たくさんあると思います。ただ、どんな時も、みなさんのまわりには友だちや家族、先生といった寄り添ってくれる人がいることを忘れないでください。嬉しい時には喜びを共有し、かなしい時にはそっと話を聞いてくれる。そんな存在が誰にでも必要です。

わなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」も、みなさんのそんな存在のひとつになればと思っています。これからも気軽に相談してくださいね。



みなさんに“福”をお届けします！！



わなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」
☎ 0120-968-487
受付時間 4月～9月
月～金 10:00～18:30
※ 電話代はかかりません

〒811-3492 宗像市東郷一丁目1番1号
 (市役所西館1階 子ども相談センター内)
 FAX 番号：0940-37-3046
 宗像市公式ホームページ
<http://www.city.munakata.lg.jp>


はびくろ質問コーナー


〇宗像市子ども基本条例って？
 宗像市には「宗像市子ども基本条例」というものがあり、これはみなさんが健やかに成長できる環境を整え、守っていくためのものです。

〇子どもの権利って？
 安心して生きる権利 …… 命が守られ、みんなの愛情と理解の中で育つ権利
 自分らしく生きる権利 …… 個性が大切にされ、自分で考え、判断し、行動できる権利
 豊かに育つ権利 …… 学んだり、遊んだり、社会のルールを教えてもらえる権利
 意見を表明する権利 …… 自分の気持ちや考えを表現し、尊重される権利
 宗像市子ども基本条例の中で、みなさんは生まれながらに、これら4つの子どもの権利を持ち、その権利が守られる必要があるとされています。

〇わなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」って？
 子どもの権利が守られていない時、相談できる場所がハッピークローバーです。“権利が守られていない時”と聞くと、どんな時に相談すればいいのか迷うと思いますが、友だちのこと、家族のこと、学校のこと、自分のことなど、基本的にとどんな相談でも聞いてくれるので、迷っている時は相談してくださいね。

〇相談したら何をしてくれるの？
 相談をしてくれた人の気持ちに寄り添う方法を一緒に考えます。
 この場が相談を受けての場です。

卒業おめでとうからの流れ



祝



〇はびくろに相談したい時は？
 相談方法は4つ（電話、面接、手紙、FAX）です。番号と住所は、おちてに書いてあります。直接話したい人は、市役所に来てくれるか、電話で伝えてくれれば、こちらから出向いていくこともできます。

「はびくろ通信」特別号



中学校卒業記念品「クリアファイル」

(5) 宗像市子どもまつりでの展示

宗像市では、11月20日を「子どもの権利の日」と定めており、その前後に、学校や関係機関等で様々な取り組みが行われます。その1つに「宗像市子どもまつり」があり、今年度は11月4日（日）に開催されました。その中で、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」は、子どもの権利についての掲示と共に、出張相談会の中で、子どもたちが描いてくれたイメージキャラクター「ふくちゃん」のぬり絵を展示し、広報・啓発活動を行いました。

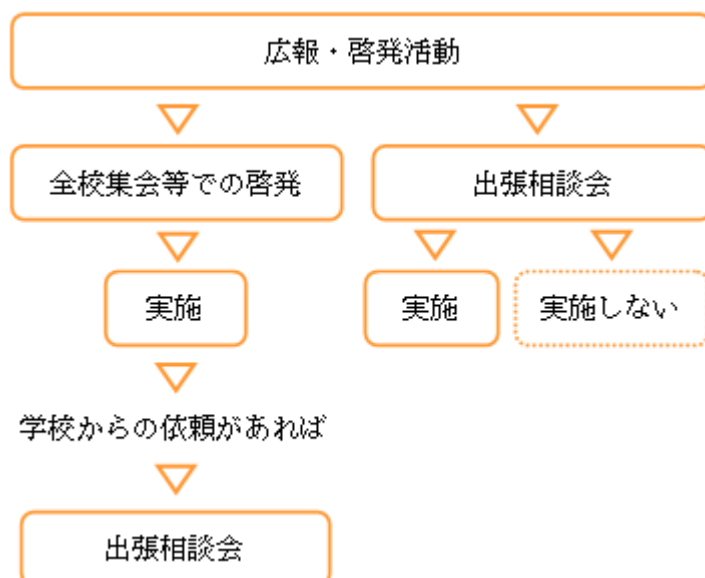
(6) 啓発活動のスケジュール

平成29年度から、宗像市の全小中学校の理解と協力のもと、全校集会等で啓発を行う学校と、出張相談会による啓発を行う学校に分けて啓発を行っています。方法については以下の通りです。

- ・ 宗像市内の学園（中学校区）を2つのグループに分ける。
 ※ 大島学園および地島小学校においては、毎年全校集会等での啓発を実施する。
- ・ 隔年で、全校集会等での啓発と出張相談会を交互に行う。出張相談会の実施については、学校の希望を優先し、全校集会等での啓発を行うグループの学校であっても、希望がある場合には、出張相談会の実施を検討する。

Aグループ	Bグループ
城山学園 宗像の郷「中央学園」 日の里学園	かとう学園 学びの丘学園 玄海学園

年度	全校集会等での啓発	出張相談会実施
平成30年度	Bグループ（大島学園・地島小学校を含める）	Aグループ
平成31年度	Aグループ（大島学園・地島小学校を含める）	Bグループ
平成32年度	Bグループ（大島学園・地島小学校を含める）	Aグループ



(7) むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」についてのアンケート実施

今年度も宗像市内の小学5年生、中学2年生を対象にアンケートを実施しました。アンケートの結果は、宗像市公式サイト「ハッピークローバー」のページで公開しています。また、「はびくろ通信」第10号でも結果の一部を紹介しました。

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」についてのアンケート

実施時期 平成30年6月25日（月）～7月9日（月）

対象者 宗像市内の小学5年生884人・中学2年生821人

回収率 96.4%

※ 本報告書の巻末資料（38～43ページ）に調査結果を要約で掲載

5 出張相談会

(1) 出張相談会の活動概要

子どもたちからの「学校に来てほしい」「相談場所を増やしてほしい」という声に応えるため、平成 27 年度から出張相談会を実施してきました。平成 29 年度からは中学校での実施も行っています。学校の理解と協力のもと、年々実施校数を増やすことができおり、今年度は小学校 10 校と中学校 3 校で実施しました。

① 実施時期

小学校 平成 30 年 6 月～平成 31 年 2 月の内、2、3 日間昼休みに実施。

中学校 通年概ね月 1 回の実施。訪問日程については、学校と協議した上で決定した。

② 実施校

<小学校>

東郷小学校、赤間小学校、南郷小学校、日の里東小学校、吉武小学校、河東西小学校、日の里西小学校、河東小学校、赤間西小学校、玄海東小学校の 10 校で実施

<中学校>

中央中学校、日の里中学校、城山中学校の 3 校で実施。

③ 実施内容

<小学校>

○ なんでも相談コーナー

- ・ 相談できる個別ブースを設置し、安心して相談できるよう配慮しました。

○ お手紙相談コーナー

- ・ 相談ポストとお手紙の用紙を置いておき、手紙でも相談できる機会を確保しました。
- ・ お手紙に対しては、相談員が返事を書き、相談者に返信しました。

○ 遊びコーナー

- ・ むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」に親しみをもってもらえるよう、けん玉、折り紙、イメージキャラクター「ふくちゃん」のぬり絵などができる場を設定しました。

<中学校>

相談員 1 人が学校を訪問し、定例相談日（概ね月 1 回）に相談を受けました。

④ 取り組み結果

○ 小学校 10 校合わせて、980 人程度の子どもたちが訪れてくれ、延べ 175 件の相談がありました（面接 75 件、手紙 100 件）。中学校は 3 校合わせて、延べ 13 件の相談がありました。

○ 子どもたちの慣れ親しんだ場所で相談会ができることで、子どもたちの様々な悩みにつながることができました。時間が足りずに話せなかった子や、心配なことが残る子に対しては、後日学校を訪問して面接の場を設けることや、子どもからの希望があれば、学校と連携をとって環境を調整することに努めました。

なんでも相談コーナー



お手紙相談コーナー



遊びコーナー
折り紙、けん玉
ぬり絵、かるた等



(2) 出張相談会の概況

平成 30 年度に実施した出張相談会において、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」に寄せられた相談は下記の通りです。

① 出張相談会年間相談件数

平成 30 年度は小学校 10 校と中学校 3 校で出張相談会を実施しました。実件数は小学校 125 件、中学校 4 件、計 129 件でした。延べ件数は小学校 175 件、中学校 13 件、計 188 件でした。

表 1 出張相談会年間相談件数

	小学校	中学校	計
実件数	125	4	129
(新規相談件数)	107	4	111
(継続相談件数)	18	0	18
延べ件数	175	13	188

- ※ 実件数 : 今年度において初めて相談があった人の数。新規相談件数に継続相談件数を加えたもの
- ※ 新規相談件数 : 今年度における初回相談の件数
- ※ 継続相談件数 : 昨年度以前に相談があった方の、今年度における初回相談の件数
- ※ 延べ件数 : 総相談件数 (例:1 人の人から 3 回の相談を受けた場合は、実件数 1 件・延べ件数 3 件)

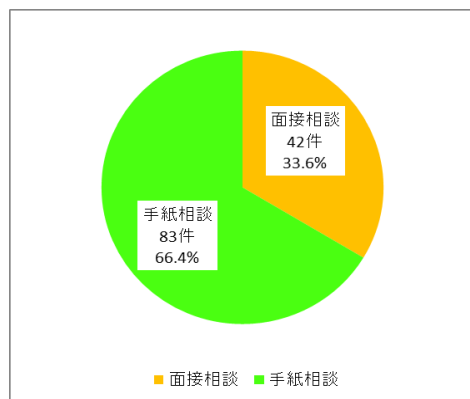
② 方法別にみた相談件数

出張相談会における実件数は 129 件・延べ件数 188 件の相談方法別内訳は次の通りです。小学生の初回の相談方法は、約 3 人に 1 人が面接での相談でした。

表 2 方法別にみた年間相談件数

	面接相談	手紙相談	計
実件数	46	83	129
(小学校)	42	83	125
(中学校)	4	0	4
延べ件数	88	100	188
(小学校)	75	100	175
(中学校)	13	0	13

※ 中学校での出張相談会では、手紙相談は実施していないため、相談件数は 0 件となっています。



【小学生の初回相談方法の割合の図】

③ 平成 29 年度との相談方法の割合の比較（実件数）

平成 29 年度と比べて、平成 30 年度においては、面接による相談の割合が少し減少していました。

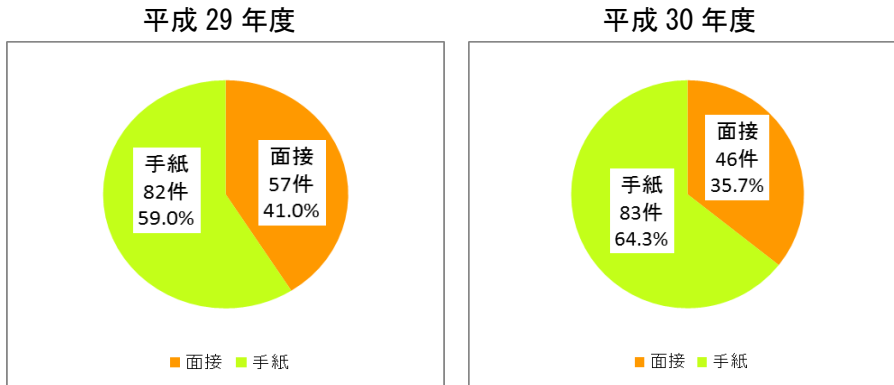


表 3 出張相談会での相談方法別にみた件数

	面接	手紙	計
平成29年度	57 (41.0%)	82 (59.0%)	139 (100%)
平成30年度	46 (35.7%)	83 (64.3%)	129 (100%)

④ 学年別にみた相談件数（実件数）

学年別に相談件数をみると、小学校での出張相談会では小学 3 年生からの相談が一番多く、次いで 2 年生、1 年生と続き、4 年生以上の学年からも多くの相談が寄せられていました。中学校では、2 年生からの相談が多く寄せられていました。

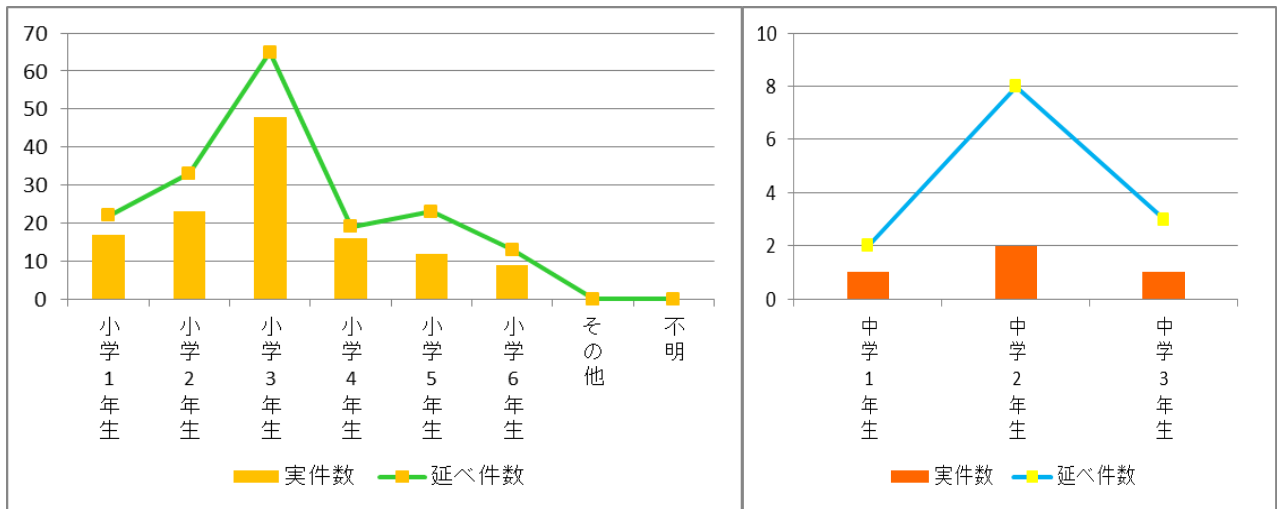


表 3 学年別にみた相談件数

	小学 1 年生	小学 2 年生	小学 3 年生	小学 4 年生	小学 5 年生	小学 6 年生	中学 1 年生	中学 2 年生	中学 3 年生	その他	不明	計
実件数	17	23	48	16	12	9	1	2	1	0	0	129
延べ件数	22	33	65	19	23	13	2	8	3	0	0	188

⑤ 学年と方法別にみた相談件数（小学生・実件数）

小学3年生まではお手紙相談の占める割合が大きく、小学4年生以上になると、面接相談の占める割合が高くなっていました。言葉で表現する力の育ちが影響していると考えられます。

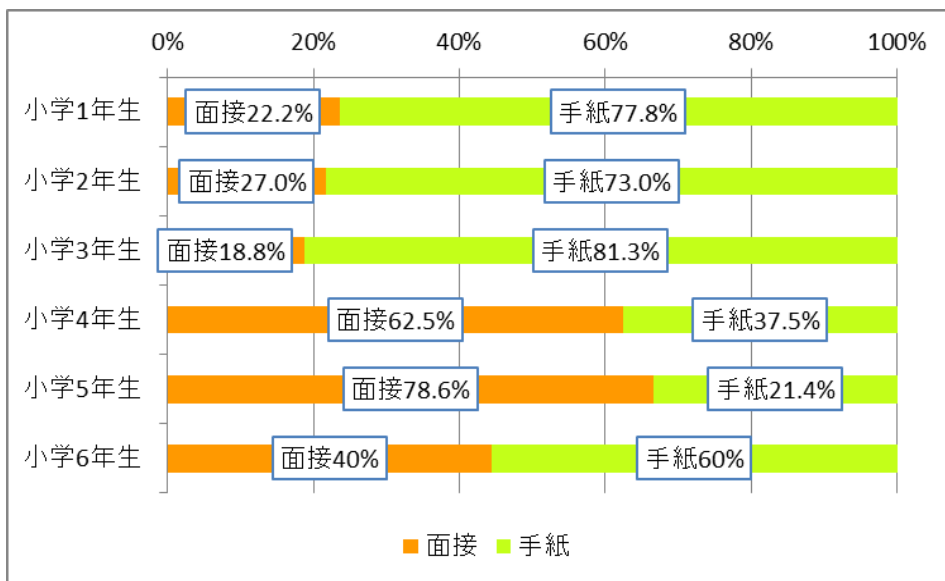
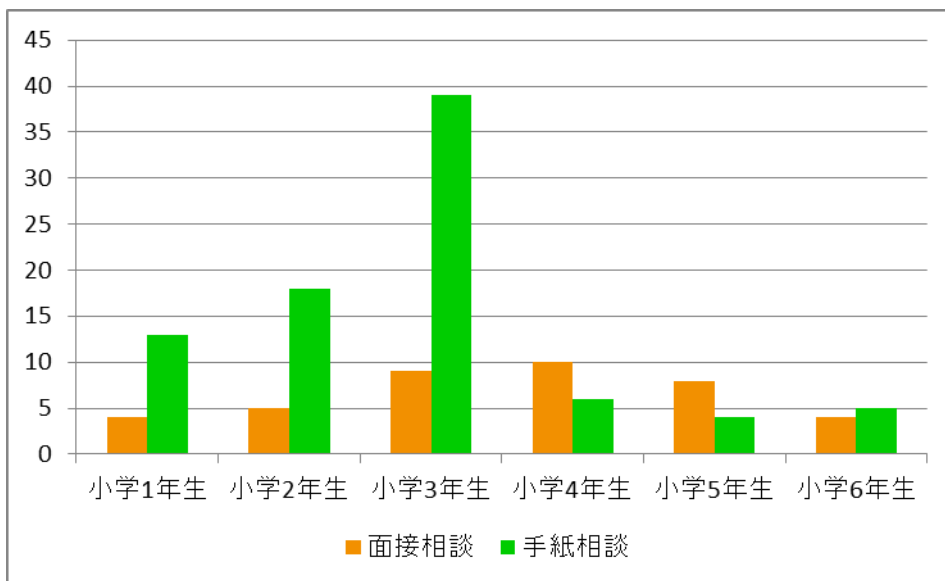


表5 学年と方法別にみた相談件数

	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	計
面接相談	4	5	9	10	8	4	40
手紙相談	13	18	39	6	4	5	85
計	17	23	48	16	12	9	125

⑥ 年代別にみた相談内容（実件数）

小学校では「交友関係の悩み（いじめ除く）」「家族関係の悩み」の相談が多く、中学校では「交友関係の悩み（いじめ除く）」と「学習・進路の悩み」の相談がありました。

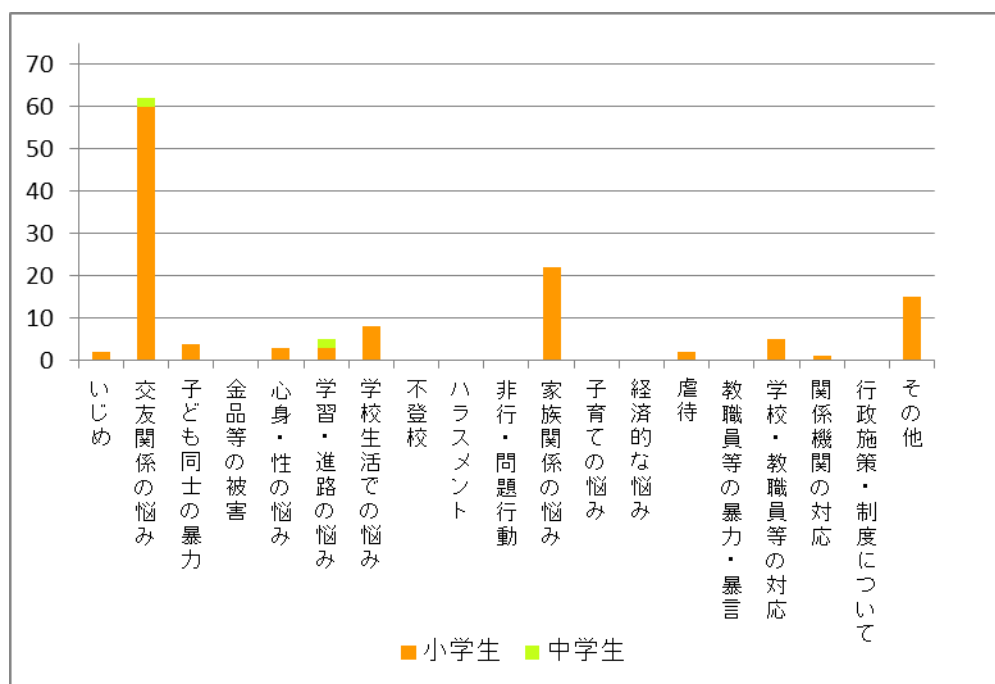


表 6 年代別にみた相談内容

	(1) いじめ	(2) 交友関係の悩み	(3) 子ども同士の暴力	(4) 金品等の被害	(5) 心身・性の悩み	(6) 学習・進路の悩み	(7) 学校生活での悩み	(8) 不登校	(9) ハラスメント	(10) 非行・問題行動	(11) 家族関係の悩み	(12) 子育ての悩み	(13) 経済的な悩み	(14) 虐待	(15) 教職員等の暴力・暴言	(16) 学校・教職員等の対応	(17) 関係機関の対応	(18) 行政施策・制度について	(19) その他	計
小学生	2	60	4	0	3	3	8	0	0	0	22	0	0	2	0	5	1	0	15	125
中学生	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
計	2	62	4	0	3	5	8	0	0	0	22	0	0	2	0	5	1	0	15	129

6 平成 30 年度の総括と平成 31 年度に向けて

(1) 平成 30 年度の総括

① 相談活動について

ア 相談件数

- 平成 30 年度は実件数 205 件、延べ件数 626 件であり、平成 29 年度の件数（実件数 225 件、延べ件数 348 件）と比較すると、実件数が若干減少し、延べ件数が大幅に増加しています。特に電話相談、面接相談（来所・学校訪問）での延べ件数が増加しています。
- 平成 30 年度には、子どもたちからの相談に対して、悩みが落ち着いた後も、丁寧な見守りを行うことに力を入れました。相談をしてくれた子が、その後も元気に過ごしているか話を聞きに行ったり、子どもたちから希望がある場合には、学校や関係機関と連携をし、その子を取り囲む環境について継続的に調整を行ったりと、悩みが落ち着いた後の見守り対応の件数が増加したことが、延べ件数の増加につながっていると考えられます。

② 広報・啓発活動について

ア 広報活動

- 市内の宗像市内の小学校 8 校、中学校 3 校、義務教育学校 1 校に加え、県立中学校 1 校と県立高等学校 1 校、私立高等学校 1 校にリーフレットとカードを配布しました。
- 年に 2 回、「はびくろ通信」(vol.10・11)を発行し、市内の小・中学校、高校に配布しました。「はびくろ通信」については、年代別に『小学 1・2 年生版』『小学 3-6 年生版』『中学・高校生版』に分けて発行しました。また、宗像市の公式ホームページに開設されている「ハッピークローバー」のサイト内に「はびくろ通信」を掲載しました。
- 中学校を卒業する子どもたちへ「はびくろ通信」の特別号と、「ハッピークローバー」の電話番号が記載されている、クリアファイルを記念品として配布しました。

イ 啓発活動

- 学校からの協力を得て、全校朝礼や全校集会など、全校生徒が集まる時間を活用し、子どもの権利や子ども基本条例について、啓発活動を行いました。
- 啓発活動の実施方法については、平成 29 年度から行っている、市内の小・中学校を「全校集会等で啓発を行う学校」と「出張相談会による啓発を推奨する学校」の 2 グループに分類し、隔年で交互に行う方法で実施をしました。

③ 出張相談会について

ア 実施校数・相談件数・後日相談

- 平成 30 年度は、小学校 10 校・中学校 3 校で実施しました。実施時期は、小学校は平成 30 年 6 月に 2 校、9 月に 2 校、10 月に 2 校、11 月に 1 校、12 月に 1 校、平成 31 年 2 月に 1 校、3 月に 1 校行い、中学校は各校概ね月に 1 回行いました。
- 出張相談会での延べ相談件数は、小学校で面接相談 75 件、手紙相談 100 件、中学校で面接 13 件でした。

- 出張相談会中に時間が足りずに相談が聞けなかったときや、相談後も心配な点が残り、子どもからの希望があったときは、後日学校を訪問して面接を実施しました。

イ 出張相談会の効果

- 私たちが学校へ出向き、子どもたちと顔を合わせることで「知らない人に話すのは不安」「顔が見えない人には話し辛い」という気持ちの軽減につながり、子どもたちが日々抱え込んでいる悩みを受け止める場になれたのではないかと思います。

ウ 中学校への出張相談会

- 中学校 3 校で出張相談会を実施しました。概ね月 1 回継続して行う方法を取り、相談会の日程に関するチラシの事前配布を含め、子どもたちへの周知の方法について工夫を凝らしながら実施をしました。

④ むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」のアンケートについて

ア 結果より

- 「ハッピークローバー」の認知度は 95.6%であり、宗像市の子どもたちに広く認知されていることがうかがえました。毎年、広報・啓発活動や出張相談会を実施していることが高い認知度につながっていると思われます。
- 今の悩みや困っていることについて尋ねる質問で、平成 29 年度と比較すると、「(悩みや困っていることが) 無い」と答えた子が減っており、小学 5 年生では「友だち」、中学 2 年生では「勉強」で、悩んだり、困ったりしていると答えた子が特に増加していました。

イ 平成 26 年度からの結果の変化

- むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」のアンケートは、平成 26 年度から、毎年 1 回実施をしており、平成 30 年度で 5 回目の実施となりました。
- 宗像市子ども基本条例の認知度が、平成 26 年度の 29.3%に始まり、平成 30 年度には 54.9%へと増加しました。子どもの権利 4 つの認知度が、平成 26 年度は平均して 60%程度だったものが、平成 30 年度には平均して 80%程度へと増加しました。
- 「ハッピークローバー」の認知度について、平成 26 年度の 82.7%に始まり、平成 27 年度からは 90%を超えています。広報・啓発活動と共に、平成 27 年度から出張相談会を実施しており、子どもたちへの認知度に大きく影響していると思われます。
- 今の悩みや困っていることは、平成 26 年度から平成 30 年度で一貫して、「友だち」「勉強」「自分」の割合が高くなっていました。

⑤ 全国自治体シンポジウム 2018 宗像の開催について

- 平成 30 年 10 月 6・7 日開催予定だったものが、台風のため延期になり、短縮して平成 31 年 2 月 11 日の実施となりました。このシンポジウムの趣旨は、①自治体関係者と研究者等の専門家が連携・協力をしながら、子ども施策（子ども関係の法制度および政策・事業を含む）についての情報・意見交換、②自治体職員や専門家の子ども施策に関する研修の機会の提供、③日本における「子どもにやさしいまち」の推進・ネットワークの構築です。全国の自治体や専門家、そして、地域の皆様方と共に、子どもの権利・子どもにやさしいまちづくりについて考えることができました。

(2) 平成 31 年度に向けて

① 相談・救済活動について

ア 相談活動

- 相談件数が増加していることから、子どもの権利相談室「ハッピークローバー」が、子どもたちにとって身近な存在になってきているように思われます。今後も、自分の権利が侵害されていると感じ、つらい思いを抱えている子どもたちに寄り添えるよう、相談しやすい環境づくり、相談の質の向上について検討していきます。
- 相談後に丁寧な見守りを行うことは、子どもたちが新たな悩みが生じたときに再度相談をしてくれたり、周囲の人に協力を得て対応をしていることを報告してくれたり、問題の再発予防だけに留まらず、子どもたちの“人に相談する力”を育むことがみえてきました。今後も、その後の様子の確認や、子どもたちから希望があったときの継続した環境調整といった、丁寧な見守りを行っていきたいと思います。

② 広報・啓発活動について

ア 広報活動

- 「はびくろ通信」を年代別に分けて発行した所、子どもたちから「はびくろ通信読んだよ」という声が寄せられるなど、子どもたちの読みやすさにつながっていることを実感しました。平成 31 年度以降も年代別の発行は継続し、子どもたちの年代に沿った内容について検討していきます。

イ 啓発活動

- 平成 29 年度から実施している、市内の小・中学校を「全校集会等で啓発を行う学校」と「出張相談会による啓発を推奨する学校」の 2 グループに分類し、隔年で交互に行う方法で、今後も実施をしていきます。

③ 出張相談会について

ア 実施校数

- 学校のご理解・ご協力もあり、年々出張相談会の実施校数を増やすことができています。今後も出張相談会を推奨する学校グループに、出張相談会を希望する学校を加えた形で出張相談会を行っていきます。

イ 中学校での実施

- 平成 29 年度から行っている中学校での出張相談会について、今後も学校と実施方法について検討しながら実施していきます。

ウ 相談しやすい環境作り

- 出張相談会では、相談員と顔を合わせることで、顔なじみの関係になり、子どもたちが安心して相談できるよう、「相談コーナー」「お手紙相談コーナー」と同時に、「遊びコーナー」を設置しています。その遊びコーナーにおいて、平成 30 年度は「イメージキャラクターのぬり絵」のバリエーションを増やす、新しく「ミニノート作り」を入れる等を行いました。今後も子どもたちが安心して相談できる環境作りについて検討します。

④ アンケートについて

ア 今後の実施

- 宗像市子ども基本条例や子どもの権利等の認知度の経年変化をみるため、平成 26 年度から 30 年度まで、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」についてのアンケートを対象・実施時期・内容を変更せずに行いました。その中で、子どもたちに「ハッピークローバー」が広く認知されていること、継続した広報・啓発が必要なことが見えてきました。今後は、より子どもたちの現状に沿った内容、子どもの声を拾える内容を検討します。

⑤ イベントの開催

ア アンケートの声より

- アンケートにおいて、「イベント（授業・講演会を含む）をしてほしい」という声があったことから、子どもたちを含めた市民の意見を反映できるようなイベントの開催を検討します。

7 子どもの権利救済委員からのメッセージ

子どもの権利条約 25 周年にあたって

宗像市子どもの権利代表救済委員
小坂 昌司

宗像市子ども基本条例は「子どもの権利条約」の考えを基盤として制定されました。子どもの権利条約は、世界中の子どもの権利を守るための国際的なスタンダードとして 1989 年に国連が制定し、日本は、1994 年にこれを批准しました（国内で条約の効力を持たせるための手続のことです。）。従って、子どもの権利条約の考え方が日本に導入されてから、今年で 25 年が経過することになります。

さて、25 年がたったいま、日本で、子どもの権利はしっかりと守られているのでしょうか？

厚生労働省のデータによると、2017 年度の全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は 13 万件を超えています。子どもの権利条約が日本で批准された 1994 年の件数は 2000 件弱ですので、なんと 60 倍以上にも増えています。この背景には、児童虐待に対する社会の認識が高まり、虐待が相談につながる場合が増えたことがあげられますが、児童虐待が減少する傾向が全く見られないのは事実です。

また、学校でのいじめに悩み、自ら命を絶ったり、長期間、登校できなくなる子どもたちもいます。いじめ防止対策推進法が制定され、学校におけるいじめへの対応は進んできていますが、いじめはなくなりません。いじめの背景として、子どもたちが生活の中で様々なストレスを感じており、それが他人への攻撃につながっているとの指摘もあります。

私が宗像市の権利救済委員に就任して 6 年が経過しました。この間、ハッピークローバーに相談する子どもたちや保護者の方の声からも、子どもたちの中には、とても厳しい環境の中で暮らしている子がいることを具体的に教えてもらいました。他の救済委員や相談員とともに、どうしたら子どもの権利が守れるかを考え活動してきましたが、全ての相談案件で子どもたちの役にたつことができたのか不安もあります。子どもの権利条約 25 周年の節目に改めて、どうしたら子どもの権利を守ることができるのかを考え、これからの活動に役立てていきたいと思えます。

子どもにやさしいまち 宗像市

宗像市子どもの権利救済委員

大西 良

宗像市には「宗像市子ども基本条例」があります。

この基本条例には「子どもの権利」を守ることが書かれています。

さて、「子どもの権利」とは何でしょう。

宗像市子どもの基本条例の中で子どもの権利はつぎのように定められています。

①安心して生きる権利（第4条）

- ・命が守られ、大切にされます
- ・平和で安全な環境で生活できます
- ・あらゆる差別や暴力を受けることなく、放っておかれることもありません
- ・健全な発達を妨げる環境から守られます

②自分らしく生きる権利（第5条）

- ・個性が大切にされ、伸ばすことができます
- ・プライバシーが守られます
- ・子どもであることを理由に、差別されることがありません

③豊かに育つ権利（第6条）

- ・学ぶことができます
- ・生活のリズムが守られます
- ・良いこと、悪いことや社会のルールについて、きちんと教えてもらうことができます

④意見を表明する権利（第7条）

- ・自分の気持ちや考えを伝えることができ、大切にされます
- ・社会に参加するため必要な手助けをしてもらうことができます

＜宗像市子ども基本条例 パンフレットより抜粋＞

果たして私たちが生きる現代社会において、これらの子どもの権利がどれだけ守られているでしょうか。最近では子どもの虐待に関する事件が多く報道されます。

まさに今、子ども一人ひとりの人権が守られ、権利が侵害されることのない社会が求められます。

子どもを権利侵害された状態から助けたり、支援したりするためのしくみをつくるのが、この宗像市子ども基本条例で決められています。これからも「子どもにやさしいまち 宗像市」としてより一層のエボリューションを願っています。

平成30年度 むなかた子どもの権利相談室 「ハッピークローバー」についてのアンケート結果

実施期間 : 平成30年6月25日(月)から7月9日(月)

対象者 : 宗像市内の小学5年生 884人 中学2年生 821人

質問1

宗像市には、子どもの権利を守るための「宗像市子ども基本条例」があることを知っていますか？

	知っている	知らない	無記入	
全体	54.9% (56.2%)	44.6% (43.5%)	0.5% (0.3%)	全体で約半数の子どもたちが、宗像市子ども基本条例を「知っている」と回答しました。
小学5年生	44.3% (46.9%)	55.0% (52.7%)	0.7% (0.4%)	
中学2年生	66.3% (66.4%)	33.5% (33.4%)	0.2% (0.2%)	

※()内の数字は、平成29年度のアンケート結果を記載

質問2

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」を知っていますか？

	知っている	知らない	無記入	
全体	95.6% (97.3%)	3.8% (2.4%)	0.6% (0.3%)	全体で9割以上の子どもたちが、「ハッピークローバー」を「知っている」と回答しており、依然として広く認知されていることがわかります。
小学5年生	97.4% (98.3%)	1.9% (1.4%)	0.7% (0.3%)	
中学2年生	93.7% (96.3%)	5.8% (3.5%)	0.5% (0.2%)	

※()内の数字は、平成29年度のアンケート結果を記載

質問3

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」が、宗像市役所の中にあることを知っていますか？

	知っている	知らない	無記入	
全体	61.2% (66.6%)	38.5% (33.2%)	0.4% (0.2%)	全体の6割以上が「知っている」との回答でした。
小学5年生	56.1% (57.6%)	43.3% (42.0%)	0.6% (0.4%)	
中学2年生	66.6% (76.5%)	33.3% (23.5%)	0.1% (0.0%)	

※()内の数字は、平成29年度のアンケート結果を記載

質問4

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」は、自分の名前を言わなくても相談できることを知っていますか？

	知っている	知らない	無記入	
全体	84.9% (85.7%)	14.9% (14.0%)	0.2% (0.3%)	全体の約8割が「知っている」との回答でした。
小学5年生	85.0% (82.7%)	14.7% (16.6%)	0.3% (0.7%)	
中学2年生	84.8% (88.9%)	15.1% (11.1%)	0.1% (0.0%)	

※()内の数字は、平成29年度のアンケート結果を記載

質問5

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」は、フリーダイヤル（無料）で電話相談ができることを知っていますか？

	知っている	知らない	無記入	
全体	82.7% (82.6%)	16.5% (17.2%)	0.8% (0.1%)	全体の約8割の子どもたちが「知っている」との回答でした。
小学5年生	81.7% (78.1%)	17.1% (21.6%)	1.2% (0.2%)	
中学2年生	83.8% (87.6%)	16.0% (12.4%)	0.2% (0.0%)	

※（）内の数字は、平成29年度のアンケート結果を記載

質問6

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」は、相談したことを親にも先生にも秘密にしてくれることを知っていますか？

	知っている	知らない	無記入	
全体	81.1% (82.5%)	18.2% (16.8%)	0.7% (0.6%)	全体の約8割の子どもたちが「知っている」との回答でした。
小学5年生	82.4% (79.2%)	16.9% (19.6%)	0.8% (1.2%)	
中学2年生	79.8% (86.1%)	19.6% (13.9%)	0.6% (0.0%)	

※（）内の数字は、平成29年度のアンケート結果を記載

質問7

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」には、子ども救済制度があることを知っていますか？（救済制度とは、困っている、助けてほしいと思った時にみなさんと一緒に考えたり、みなさんの意見を親や先生に伝えたりする仕組みのことです）

	知っている	知らない	無記入	
全体	49.7% (53.4%)	50.1% (46.4%)	0.2% (0.2%)	全体の約5割が「知っている」との回答でした。
小学5年生	46.5% (52.8%)	53.3% (46.9%)	0.2% (0.3%)	
中学2年生	53.1% (54.0%)	46.7% (45.9%)	0.2% (0.1%)	

※（）内の数字は、平成29年度のアンケート結果を記載

質問8

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」が、子どもたちに配っているカードを持っていますか？

	持っている	持っていない	無記入	
全体	63.4% (69.5%)	36.3% (30.5%)	0.3% (0.1%)	全体の約6割の子どもたちがカードを持っているという結果でした。小学校では「名札の裏にカードを入れる」よう教示してもらっているため、小学5年生は約8割が「持っている」との回答でした。
小学5年生	79.9% (83.9%)	19.7% (16.1%)	0.5% (0.0%)	
中学2年生	45.7% (53.5%)	54.2% (46.4%)	0.1% (0.1%)	

※（）内の数字は、平成29年度のアンケート結果を記載

質問9

子どもには「安心して生きる権利」があることを知っていますか？

	知っている	知らない	無記入	
全体	83.6% (84.6%)	16.2% (15.3%)	0.2% (0.1%)	「安心して生きる権利」は全体で約8割の認知度でした。平成29年度と比較すると、中学2年生の認知度が上がっています。
小学5年生	78.7% (84.8%)	21.0% (15.1%)	0.2% (0.1%)	
中学2年生	88.9% (84.3%)	11.0% (15.5%)	0.1% (0.1%)	

※ ()内の数字は、平成29年度のアンケート結果を記載

質問10

子どもには「自分らしく生きる権利」があることを知っていますか？

	知っている	知らない	無記入	
全体	84.8% (85.3%)	15.0% (14.3%)	0.2% (0.4%)	「自分らしく生きる権利」は全体で約8割の認知度でした。平成29年度と比較すると、中学2年生の認知度が上がっています。
小学5年生	79.1% (84.9%)	20.7% (14.8%)	0.2% (0.3%)	
中学2年生	91.0% (85.8%)	8.9% (13.7%)	0.1% (0.5%)	

※ ()内の数字は、平成29年度のアンケート結果を記載

質問11

子どもには「豊かに育つ権利」があることを知っていますか？

	知っている	知らない	無記入	
全体	82.8% (83.9%)	17.1% (15.9%)	0.2% (0.2%)	「豊かに育つ権利」は全体で約8割の認知度でした。平成29年度と比較すると、中学2年生の認知度が上がっています。
小学5年生	78.1% (82.8%)	21.7% (16.9%)	0.2% (0.2%)	
中学2年生	87.8% (85.1%)	12.1% (14.7%)	0.1% (0.2%)	

※ ()内の数字は、平成29年度のアンケート結果を記載

質問12

子どもには「意見を表明する権利」があることを知っていますか？

	知っている	知らない	無記入	
全体	77.9% (80.2%)	21.8% (19.3%)	0.3% (0.5%)	「意見を表明する権利」は全体で約8割の認知度でした。平成29年度と比較すると、中学2年生の認知度が上がっています。
小学5年生	72.5% (80.7%)	27.1% (18.8%)	0.3% (0.5%)	
中学2年生	83.8% (79.8%)	16.0% (19.9%)	0.2% (0.4%)	

※ ()内の数字は、平成29年度のアンケート結果を記載

質問13

あなたは今、どんなことで悩んだり、困ったりしていますか？（複数回答可）

	友だち	先生	家族	勉強	自分	その他	無い	無記入
全体	15.7% (13.1%)	2.5% (2.3%)	5.7% (5.0%)	19.9% (17.1%)	11.4% (10.9%)	3.4% (4.0%)	39.8% (45.7%)	1.5% (1.9%)
小学5年生	18.7% (15.8%)	3.1% (2.0%)	6.8% (5.8%)	15.7% (14.0%)	12.5% (12.1%)	2.7% (3.2%)	39.3% (45.5%)	1.3% (1.6%)
中学2年生	12.5% (10.2%)	2.0% (2.7%)	4.4% (4.1%)	24.4% (20.4%)	10.3% (9.7%)	4.2% (4.8%)	40.4% (46.0%)	1.7% (2.2%)

※（ ）内の数字は、平成29年度のアンケート結果を記載

「悩みがない」と答えたのが、小学5年生39.3%、中学2年生40.4%でした。

「悩みがある」と答えた中で、多かった回答は、小学5年生で「友だち」18.7%「勉強」15.7%「自分」12.5%、中学2年生で「勉強」24.4%「友だち」12.5%「自分」10.3%でした。中学2年生になると、「勉強」についての悩みが多くなる傾向が見られます。

質問14

あなたが、悩んだり、困ったりしている時には、誰に相談しますか？（複数回答可）

	親	先生	兄弟	友だち	その他	いない	無記入
全体	33.5% (33.9%)	10.8% (9.8%)	9.3% (9.3%)	35.7% (36.3%)	2.5% (2.9%)	6.6% (6.5%)	1.7% (1.4%)
小学5年生	36.2% (38.3%)	11.8% (11.4%)	9.5% (10.1%)	30.1% (27.7%)	2.4% (2.7%)	8.3% (7.8%)	1.6% (1.9%)
中学2年生	30.7% (28.9%)	9.7% (8.0%)	9.0% (8.3%)	41.4% (45.8%)	2.6% (3.1%)	4.8% (5.0%)	1.8% (0.8%)

※（ ）内の数字は、平成29年度のアンケート結果を記載

最も多い相談相手は、小学5年生では「友だち」35.7%、ついで「親」33.5%でした。中学2年生でも「友だち」41.4%、ついで「親」30.7%でした。

子どもたちにとって「友だち」「親」は身近な相談相手であり、さらに中学2年生になると「友だち」の割合が増える傾向が見られました。

質問15

もし悩みがあるときは、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」に相談してみようと思いますか？

	思う	思わない	無記入
全体	32.1% (33.1%)	67.4% (66.7%)	0.5% (0.2%)
小学5年生	40.8% (42.3%)	58.6% (57.6%)	0.6% (0.1%)
中学2年生	22.7% (22.9%)	76.9% (76.7%)	0.5% (0.4%)

※（ ）内の数字は、平成29年度のアンケート結果を記載

相談してみようと「思う」と回答した子どもは、全体で約3割でした。「思わない」と回答した子どもの多くが、「親や友だちなど相談相手がいる」「はずかしい」などの理由を挙げていました。

記述回答1

質問13・14の「その他」の内訳を下記に示しています。

質問13 あなたは今、どんなことが悩んだり、困ったりしていますか？（複数回答可）

項目	小学5年生	中学2年生	計
部活	0	24	24
学校生活	2	2	4
進路・将来について	4	4	8
習い事	6	2	8
勉強・成績	0	1	1
人間関係	2	2	4
心身について	8	3	11
その他	3	2	5
	25	40	65

質問14 あなたが、悩んだり、困ったりしている時には、誰に相談しますか？

項目	小学5年生	中学2年生	計
祖父母	6	3	9
親戚	6	5	11
学校関係者	2	0	2
ハッピークローバー	7	2	9
ペット	0	2	2
自分で解決する	3	5	8
誰にも相談しない	7	8	15
その他	5	14	19
	36	39	75

記述回答2

質問15で、もし悩みがあるときは、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」に相談してみようと思いますか？の回答の理由を下記に示しています。

自由記述について： 類似した記述をカテゴリー別に集約しました。各カテゴリーに属する記述の数を下記に表記します。

質問15 相談しようと思うと答えた理由の内訳

項目	小学5年生	中学2年生	計
優しそう・相談しやすそうだから	21	40	61
秘密を守ってくれるから	85	22	107
名前を言わなくていいから	13	5	18
なんでも相談できるから	18	8	26
解決してくれそうだから	33	22	55
気持ちがすっきりするから・軽くなるから	63	28	91
いま悩みがあるから	15	4	19
身近な人に相談しづらいときもあるから	40	23	63
前に相談してみて良かったから	5	9	14
真剣に聞いてくれるから	18	9	27
その他	21	2	23
	332	172	504

質問15 相談しようとは思わないと答えた理由の内訳

項目	小学5年生	中学2年生	計
相談する人がいるから	137	139	276
大きな悩みがないから	54	56	110
自分で解決できる・解決したいから	39	46	85
知らない人だから	22	45	67
話しづらい・恥ずかしい・怖いから	46	31	77
秘密を守ってもらえるか心配	6	34	40
どうやって解決するか分からないから不安	2	7	9
信用できないから	6	21	27
解決しないと思うから	7	17	24
めんどうだから	10	34	44
誰にも相談したくないから	16	23	39
相談していることがばれたくない	12	5	17
相談方法・相談受付時間が合わない	29	18	47
相談方法が分からないから	4	3	7
家族に止められたり、怒られそうだから	9	0	9
その他	14	21	35
	413	500	913

質問16 むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」にしてほしいことは何ですか？

項目	小学5年生	中学2年生	計
困ったときに相談したい	65	17	82
今のまま継続してほしい	26	5	31
いじめや差別に悩む子どもを助けてほしい	26	9	35
学校に来てほしい(出張相談会含む)	15	4	19
相談場所を増やしてほしい(コミセン・自宅)	13	7	20
イベント(授業・講演会・お祭り)をしてほしい	11	4	15
カードやチラシを配ってほしい	10	7	17
相談しやすい雰囲気作り	17	2	19
相談内容を絶対秘密にしてほしい	10	23	33
相談手段を増やしてほしい(相談ポストなど)	4	2	6
相談受付時間・曜日を増やしてほしい	9	6	15
相談したらどうなるか知りたい	0	3	3
子どもの見守り活動をしてほしい	13	0	13
グッズを作ってほしい	3	0	3
その他	31	19	50
	253	108	361

宗像市子ども基本条例について

(1) 宗像市子ども基本条例制定の経緯及び目的

① 条例制定の経緯

平成元年 11 月	国連総会で「児童の権利に関する条約」を採択（11 月 20 日）
平成 6 年 4 月	「児童の権利に関する条約」を日本が批准
平成 22 年 4 月	「子どもの権利に関する条例」制定を公約とした候補者が市長当選
平成 22 年 7 月	宗像市次世代育成支援対策審議会に条例案作成を諮問
平成 23 年 9 月	宗像市次世代育成支援対策審議会から、中間答申書提出
平成 23 年 10 月	パブリック・コメント(市民意見提出手続)を実施
平成 23 年 12 月	宗像市次世代育成支援対策審議会から、最終答申書(条例案)提出
平成 24 年 3 月	市議会において条例制定議案を議決(全員賛成)、条例公布
平成 24 年 4 月	条例施行(子どもの権利救済制度は平成 25 年 4 月 1 日施行)
平成 25 年 4 月	子どもの権利救済委員を任命し、子どもの権利相談室設置

② 条例制定の目的(宗像市子ども基本条例ハンドブックより)

- ◆ 大人の果たすべき役割を明確にし、子どもの権利を守っていく。
- ◆ 将来にわたって子どもの権利について普及、啓発を行い、家庭・地域・学校などの中で一貫した理念のもとに子どもを育成することができるようにする。
- ◆ 宗像市の子ども施策の法的根拠とする。

③ 市民(子どもを含む)の意見の反映

○ 意見交換

- 子どもとの意見交換(平成 22 年 10 月 3 日)
宗像市次世代育成支援対策審議会委員と小学生から高校生までの 16 人の子どもと座談会形式で意見交換を実施した。
- 子どもに関わる団体との意見交換(平成 22 年 11 月 11 日)
審議会委員と 5 団体 9 人と意見交換を実施した。

○ アンケート調査

- 宗像市子どもまつりにおける調査(平成 23 年 11 月 3 日)
子どもと大人それぞれを対象に実施した。(子ども 244 人、大人 252 人から回答)
- 市立小中学校における調査(平成 23 年 1 月～2 月)
小学 5 年生及び中学 2 年生全員を対象に実施した。
- 市民アンケート調査(平成 23 年 2 月)
「児童の権利に関する条約」の認知度調査を実施した。

○ 意見募集

- パブリック・コメント(平成 23 年 10 月 1 日～31 日)
15 通 127 件の意見が提出された。また、パブリック・コメントと並行して説明会を実施した。

(2) 宗像市子ども基本条例の特徴及び子ども施策推進体制

① 条例の特徴

「子どもの権利」「大人の責務」「子どもにやさしいまち」を3つの柱として構成され、子どもの権利救済制度についても規定した、子どもの権利に関する「総合的な条例」に分類される。

○子どもの権利（第2章）

第4条	安心して生きる権利	命が守られ、尊重されることなどを保障
第5条	自分らしく生きる権利	個性が尊重され、その個性を伸ばすことなどを保障
第6条	豊かに育つ権利	学ぶこと、遊ぶことなどを保障
第7条	意見を表明する権利	自分の気持ち又は考えを表現し、尊重されることなどを保障
第8条	子どもの役割	自分の権利が尊重されるのと同様に、他人の権利を尊重するように努めなければならないことなど

○大人の責務（第3章）

第9条	保護者の役割	子どもの最善の利益を第一に考え、愛情をもって子どもの成長及び発達に応じた養育をしなければならないことなど
第10条	市民等の役割	子どもを温かく見守り、子どもが安心して過ごすことができるよう努めなければならないことなど
第11条	子ども関係施設の役割	子どもの最善の利益を第一に考え、愛情をもって指導又は援助を行い、子どもを育成しなければならないことなど
第12条	市の役割	子どもの権利を保障するため、必要な施策を実施しなければならないことなど

○子どもにやさしいまちづくり（第4章）

第13条	施策の推進	市は、行動計画を策定しなければならないことなど
第14条	子どもの居場所づくり	市などは、子ども同士が遊び等の体験を通じて豊かに成長できるよう安全で安心な居場所づくりに努めなければならないことなど
第15条	子どもの意見表明の機会の提供	市は、子どもが意見表明を行うことができる機会を設けるよう努めなければならない
第16条	子育て支援	市などは、保護者が安心して子育てをすることができるよう支援しなければならないことなど
第17条	健全な発達を阻害する環境からの保護	市などは、子どもの健全な発達を阻害する環境から子どもを保護するよう努めなければならないことなど

○子どもの権利の侵害に対する救済と回復（第6章）

第21条	子どもの権利救済委員	救済委員の定数、選任、任期など
第22条	救済委員の職務	救済委員の職務や守秘義務など
第23条	救済委員に対する支援及び協力	市は、救済委員の独立性を尊重し、その活動を支援しなければならないことなど
第24条	勧告又は要請への対応	市は、救済委員から勧告等を受けたときは、その対応状況等を報告しなければならないことなど
第25条	勧告又は要請等の内容の公表	救済委員は、勧告等に対する対応状況の報告内容を公表することができる
第26条	報告等	救済委員は、毎年の活動状況等を市長に報告し、市民に公表する

② 施策の推進体制

- 平成 27 年 3 月、「宗像市子ども・子育て支援事業計画」（「宗像市子ども基本条例行動計画」を兼ねる）を策定した（平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 か年計画）。
- この行動計画の実施状況の検証等については、宗像市次世代育成対策審議会が担うこととされている（第 27 条）。
- 平成 27 年 4 月、「子ども部（子ども育成課、子ども家庭課）」を学校教育との連携強化のため、「教育部」と統合して「教育子ども部」に組織改編した。

平成 30 年度 教育子ども部の行政組織体制

教育子ども部	教育政策課	政策係
		学務係
	学校管理課	管理係
		給食係
	図書課	図書館係
	子ども育成課 ※宗像市子ども基本条例及び宗像市 子ども基本条例行動計画の所管課	子ども育成係
		幼児教育係
		グローバル人材育成係
	子ども支援課 ※宗像市子どもの権利救済委員の事 務局	子ども相談係
		発達支援係
		適応指導係
	子ども家庭課	子ども保健係
子ども家庭係		

(3) 宗像市子ども基本条例に基づく各施策

前述のとおり、「宗像市子ども基本条例行動計画」の事業実施状況の検証等については、宗像市次世代育成支援対策審議会で行っていますが、宗像市子どもの権利救済委員へは、情報共有のために平成 30 年度の子ども育成課事業のうち、以下のものを報告した。

① 条例に基づいた子どもの居場所づくり・体験活動・意見表明等事業について（条例第 2 章、第 4 章）

- 子どもの居場所づくり事業（プレーパーク、中高生の居場所づくり）
- 放課後子ども総合プラン事業（放課後学習支援、体験活動等）
- おおしまネット寺小屋事業（放課後学習支援）
- 子どもまつり事業（子どもまつり子ども実行委員会等）
- 「夏の課外授業 in むなかた」
- 「わくわく体験活動報告会」
- 「イングリッシュ・サマーキャンプ」
- 「むなかたガイド研修」など

② 子どもの権利に関する意識の向上（啓発事業）について（第 5 章）

- 市立学校（21 校）における啓発（宗像市教育委員会作成「宗像市教育ハンドブック」へ「宗像市子ども基本条例に基づく取り組みについて」を掲載）

【全校実施】

- 宗像市子どもの権利の日（11月20日）のある11月に子ども基本条例や子どもの権利を扱った授業を実施
- 「11月20日は宗像市子どもの権利の日」のぼり旗を掲出
- 市は宗像市子ども基本条例パンフレット（子ども版：新版）を作成し、市立学校的全児童生徒へ配布

【選択実施】

- 各学級での朝の会や帰りの会、HR等で子どもの権利の啓発を行う（10校で実施）
- 校内や各学級に啓発を促す掲示を行う（10校で実施）
- 全校集会や学年集会で紹介する（5校で実施）
- 校内放送で紹介する（4校で実施）
- 校内行事で紹介する（1校で実施）
- 子ども基本条例等に関する職員研修を行う（6校で実施）
- 学級通信、講演会等で保護者や地域住民へ啓発を行う（5校で実施）

○ 市民等に向けた啓発

- 2018夏の課外授業 in むなかた事業説明会にて周知啓発（4月19日）
- 家庭教育学級開設説明会にて周知啓発（5月8日）
- 第17回宗像市子どもまつり参加団体募集説明会にて周知啓発（6月2日）
- 子ども育成課課内会議にて条例研修（6月19日）
- 平成30年度子どもの安全安心セミナーにおいて周知啓発（7月5日）
- 第17回宗像市子どもまつり第1回実行委員会にて周知啓発（7月8日）
- 福岡プレーパーク連絡協議会にて条例を周知（7月28日）
- 世界一行きたい科学広場 in 宗像2018にて周知啓発（8月11日）
- WithWind運営委員会にて「児童の権利に関する条約」及び条例の学習会開催（9月5日）
- 子ども支援ボランティア養成講座にて条例解説講座を開催（10月11日）
- 第17回宗像市子どもまつり開会式にて周知啓発（11月4日）
- 市庁内掲示板にて市職員へ宗像市子どもの権利の日等を周知啓発（11月14日）
- 市広報誌にて宗像市子どもの権利の日を周知啓発（11月15日）
- 子どもまつり実行委員会にて「子どもまつりと宗像市子ども基本条例の関係」を説明（11月25日）
- 宗像市青少年指導員会にて周知啓発（12月10日）
- 第19回わくわく体験報告会にて周知啓発（1月27日）
- 子どもの居場所づくり情報交換会にて周知啓発（3月18日）
- 子ども会説明会にて周知啓発（3月30日）

○宗像市子ども基本条例

平成24年3月30日

条例第13号

改正 平成25年3月28日条例第8号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 子どもの権利（第4条—第8条）

第3章 保護者、市民等、子ども関係施設及び市の役割（第9条—第12条）

第4章 子どもにやさしいまちづくり（第13条—第17条）

第5章 啓発（第18条—第20条）

第6章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復（第21条—第26条）

第7章 施策の検証（第27条）

第8章 雑則（第28条）

附則

子どもは、夢と希望に満ちた、かけがえのない存在です。また、どの子ども自分らしく健やかに成長し、伸びる可能性を持っています。

その可能性の芽を摘み取らずに成長させることが、今、大人に問われています。

子どもは、一人ひとりが権利の主体です。あらゆる差別や暴力から守られ、豊かな愛情のもとで、生き、育ち、参加する権利があります。

大人は、子どもの最善の利益を保障しなければなりません。そのためには、子どもの気持ちをしっかりと受け止め、一緒に考えたり、体験させたり、教え導いていくことが大切です。

宗像市は、昔から交通や文化の要衝の地であり、人と人のふれあいを大切にしてきたまちです。今もその精神がいきづいています。

子どもは、そのふれあいの中で、自分と同じように相手のことを大切にする心や、社会の一員としての役割やルールを学ぶことができます。

子どもが自らの可能性を伸ばし、自分の将来に夢を持てるまちは、すべての人にやさしく、希望に満ちたまちになります。

宗像市は、「子どもの権利」「大人の責務」「子どもにやさしいまち」を3つの柱とし、子どもの健やかな成長が保障されるまちづくりを、子どもも大人も共に手を取り合って進

めていくことを宣言し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの権利を守るために、保護者、市民等、子ども関係施設及び市の責務並びに役割を明らかにするとともに、子どもにやさしいまちづくりの推進に関する施策の基本となる事項並びに子どもの権利侵害の救済及び回復に関する事項を定めることにより、将来にわたって子どもの権利及び健やかな成長が保障されることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 市内に住所を有する18歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 親又は親に代わり子どもを養育する立場にある者をいう。
- (3) 市民等 次に掲げるものをいう。ただし、第1号に規定する子ども及び市外に住所を有する18歳未満の者を除く。
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
 - ウ 市内の学校に在学する者
 - エ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (4) 子ども関係施設 次に掲げる施設をいう。
 - ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設
 - イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校
 - ウ 社会教育法（昭和24年法律第207号）に規定する各種施設
 - エ その他子どもが関係する施設

(責務)

第3条 保護者は、子どもの成長及び発達についての第一義的責任を持つことを認識し、その養育する子どもの権利を保障しなければならない。

2 市民等は、子どもに関わる場又は機会において、子どもの権利を保障しなければならない。

3 子ども関係施設の設置者、管理者及び職員（以下「施設関係者」という。）は、子ども関係施設において、子どもの権利を保障しなければならない。

4 市は、あらゆる施策を通じて子どもの権利を保障しなければならない。

5 保護者、市民等、施設関係者及び市は、前各項の責務を果たすに当たっては、お互いの立場を尊重し、協力して取り組まなければならない。

第2章 子どもの権利

(安心して生きる権利)

第4条 子どもは、安心して生きる権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。

- (1) 命が守られ、尊重されること。
- (2) 愛情及び理解をもって育まれること。
- (3) 温かい家庭の中で、家族と共に生活すること。
- (4) 平和で安全な環境の下で生活すること。
- (5) あらゆる差別及び暴力を受けず、放置されないこと。
- (6) 健全な発達を阻害する環境から守られること。

(自分らしく生きる権利)

第5条 子どもは、自分らしく生きる権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。

- (1) 個性が尊重され、その個性を伸ばすこと。
- (2) 自分で考え、判断し、行動すること。
- (3) プライバシーが守られること。
- (4) 子どもであることにより、不当な取扱いを受けないこと。

(豊かに育つ権利)

第6条 子どもは、様々な経験を通して豊かに育つ権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。

- (1) 学ぶこと。
- (2) 遊ぶこと。
- (3) 生活のリズムが守られること。
- (4) 良い事、悪い事及び社会のルールについてきちんと教えてもらうこと。

(意見を表明する権利)

第7条 子どもは、自ら社会に参加し、意見を表明する権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。

- (1) 自分の気持ち又は考えを表現するために必要なコミュニケーションの力を伸ば

す機会が得られること。

(2) 自分の気持ち又は考えを表明し、尊重されること。

(3) 意思決定に参加すること。

(4) 社会参加に関して、適切な支援が受けられること。

(子どもの役割)

第8条 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同様に、他の者の権利を尊重するよう努めなければならない。

2 子どもは、他の者の権利を侵害する行為をしないよう努めなければならない。

3 子どもは、家庭又は社会の一員としての役割を果たすよう努めなければならない。

第3章 保護者、市民等、子ども関係施設及び市の役割

(保護者の役割)

第9条 保護者は、子どもの最善の利益を第一に考え、かつ、愛情をもって子どもの成長及び発達に応じた養育をしなければならない。

2 保護者は、子どもの年齢に応じた心身の発達に関する知識及び養育について習得するよう努めなければならない。

3 保護者は、子どもが基本的な生活習慣及び社会性を身に付けるよう努めなければならない。

4 保護者は、虐待その他の子どもの権利を侵害することをしてはならない。

5 保護者は、子どもの発達に有害なものから子どもを保護しなければならない。

6 保護者は、子どもの個性に応じ、教育を受けさせるとともに、文化、芸術又はスポーツに接する機会を作るよう努めなければならない。

(市民等の役割)

第10条 市民等は、子どもは「社会の宝」であると認識し、子どもを温かく見守り、子どもが安心して過ごすことができるよう努めなければならない。

2 市民等は、地域において、子どもが意見を表明し、又は参加する機会を設けるよう努めなければならない。

3 市民等は、子どもが社会のルールに反する行為をしたときは、注意し、若しくは指導し、又は関係機関等に通報し、若しくは連絡しなければならない。

(子ども関係施設の役割)

第11条 子ども関係施設は、子どもの最善の利益を第一に考え、かつ、愛情をもって指導又は援助を行い、子どもを育成しなければならない。

- 2 子ども関係施設は、子どもの年齢又は個性に応じて、自主的な活動を支援しなければならない。
- 3 施設関係者は、子どもの育ち及び気持ちについて理解し、把握できる力を身に付けてはならない。
- 4 子ども関係施設は、いじめ等の防止に努めるとともに、相談しやすい環境を整備しなければならない。

(市の役割)

第12条 市は、子どもの権利を保障するため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携するとともに、必要な施策を実施しなければならない。

- 2 市は、保護者、市民等及び子ども関係施設がそれぞれの責務と役割を果たすことができるよう、必要な支援をしなければならない。
- 3 市は、子ども自ら又は保護者等を通じて、市政等に関する意見を求めるよう努めなければならない。
- 4 市は、虐待、いじめその他の子どもの権利を侵害する行為の防止及び早期発見に努めなければならない。
- 5 市は、前項の取組において被害を受けた子どもを発見したときは、その保護及び救済に努めるとともに、関係機関と協力し、必要な支援をしなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、市は、さまざまな方法を通して、子どもの権利の普及及び啓発に努めなければならない。

第4章 子どもにやさしいまちづくり

(施策の推進)

第13条 市は、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりの施策を推進するため、行動計画を策定しなければならない。

- 2 市は、行動計画を策定し、又は見直すときは、第27条の次世代育成支援対策審議会の意見を聴かななければならない。
- 3 市は、行動計画を策定し、又は見直したときは、速やかにその内容を公表しなければならない。

(子どもの居場所づくり)

第14条 市、市民等及び施設関係者は、地域において、子ども同士が遊び等の体験を通じ、豊かに成長できるよう、安全で安心な居場所づくりに努めなければならない。

- 2 市は、自主的に居場所づくりをしている市民等との連携を図り、その支援に努めな

ればならない。

(子どもの意見表明の機会の提供)

第15条 市は、子どもが意見表明を行うことができる機会を設けるよう努めなければならない。

(子育て支援)

第16条 市、市民等及び施設関係者は、保護者が安心して子育てをすることができるよう支援しなければならない。

2 市、市民等及び施設関係者は、保護者の子育て及び仕事の両立を支援するとともに、子どもが健やかに成長できる環境づくりに努めなければならない。

(健全な発達を阻害する環境からの保護)

第17条 市、市民等及び施設関係者は、健康に有害なもの、性的虐待、過激な暴力等の有害な情報その他の子どもの健全な発達を阻害する環境から子どもを保護し、又はその環境を改善するよう努めなければならない。

第5章 啓発

(啓発)

第18条 市は、子どもの権利の普及及び啓発に努めるものとする。

(学習等への支援)

第19条 市は、家庭教育、学校教育及び社会教育の場において、子どもの権利についての学習及び研修が推進されるよう、必要な教育環境の整備に努めなければならない。

2 市は、施設関係者、医師又は保健師等の子どもの権利に職務上関係のある者に対し、子どもの権利についての理解がより深まるよう、研修の機会を提供するよう努めるものとする。

3 市は、子どもが自主的に行う子どもの権利についての学習等の取組に対し、必要な支援に努めるものとする。

(子どもの権利の日)

第20条 市は、子どもの権利についての関心及び理解を深めるため、宗像市子どもの権利の日(以下「権利の日」という。)を設ける。

2 権利の日は、11月20日とする。

3 市は、権利の日の趣旨にふさわしい事業を行うものとする。

第6章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復

(子どもの権利救済委員)

第21条 市は、子どもの権利の侵害に迅速かつ適切に対応し、その救済及び権利の回復を支援するため、宗像市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」という。）を置く。

2 救済委員は、3人以内とする。

3 救済委員は、子どもの権利、福祉、教育等に関して知識経験を有する者のうちから、市長が選任する。

4 救済委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 救済委員は、任期の満了以外は、その意に反して職を解かれない。

6 前項の規定にかかわらず、市長は、救済委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は救済委員としてふさわしくない行為があると認める場合においては、その職を解くことができる。

（救済委員の職務）

第22条 救済委員は、次に掲げる職務を行う。

（1）子どもの権利の侵害について、子どもその他関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。

（2）権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査又は関係者間の調整をすること。

（3）子どもが権利の侵害を受けていると認めるときに、自らの判断で調査すること。

（4）必要と認めるときに、子どもの権利を侵害した者に対して、是正措置を講ずるよう勧告し、又は制度等の改善を要請すること。

（5）前号の勧告又は要請に対する是正措置又は制度等の改善の状況等の報告を求めること。

2 救済委員は、前項の職務を行うに当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。

（1）職務上知り得た秘密を漏らさないこと。その職を退いた後も同様とする。

（2）人権について十分に配慮すること。

（3）関係機関等と協力すること。

（救済委員に対する支援及び協力）

第23条 市は、救済委員の独立性を尊重し、その活動を積極的に支援しなければならない。

2 保護者、市民等及び子ども関係施設は、救済委員の活動に協力するよう努めなければ

ならない。

(勧告又は要請への対応)

第24条 市は、救済委員から勧告又は要請を受けたときは、速やかに、その対応状況等を報告しなければならない。

2 市以外のものは、救済委員から勧告又は要請を受けたときは、速やかに、その対応状況等を報告するよう努めなければならない。

(勧告又は要請等の内容の公表)

第25条 救済委員は、必要と認めたときは、勧告若しくは要請又はその対応状況等を公表することができる。

(報告等)

第26条 救済委員は、毎年の活動状況等を市長に報告し、市民に公表する。

第7章 施策の検証

(子どもの権利の保障状況の検証)

第27条 市は、この条例による施策、行動計画の実施状況及び子どもの権利の保障状況について毎年度検証を行わなければならない。

2 前項の検証に当たっては、宗像市次世代育成支援対策審議会条例（平成25年条例第8号）に規定する宗像市次世代育成支援対策審議会に対し、諮問するものとする。

3 市長その他の執行機関は、審議会の報告又は提言を尊重し、必要な措置をとるものとする。

(平25条例8・一部改正)

第8章 雑則

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第6章及び第7章の規定は平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項の規定により策定されている計画は、この条例の相当規定に基づき策定された行動計画とみなす。

3 第22条の規定は、この規定の施行の日（以下「施行日」という。）前3年から施行日の前日までに生じた子どもの権利の侵害に関わる事項についても適用するものとする。
（準備行為）

4 第21条第3項の規定による救済委員の選任に関し必要な行為は、同項の規定の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成25年3月28日条例第8号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

○宗像市子ども基本条例施行規則

平成24年12月28日

規則第43号

(趣旨)

第1条 この規則は、宗像市子ども基本条例（平成24年宗像市条例13号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(兼職等の禁止)

第3条 条例第21条第1項に規定する宗像市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」という。）には、次に掲げる者を選任することができない。

- (1) 衆議院議員若しくは参議院議員若しくは地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員
- (2) 市と取引関係のある法人その他の団体の役員又は救済委員の公平かつ適切な職務遂行に利害関係を有する職業の者
- (3) 市内の学校の教職員その他市の子どもの直接指導することを主たる職務とする職業等に現に従事している者又はその職を退いてから3年を経過していない者

(代表救済委員)

第4条 救済委員のうち1人を代表救済委員とし、救済委員の互選により定める。

2 代表救済委員に事故があるとき、又は代表救済委員が欠けたときは、他の救済委員がその職務を代理する。

(救済委員会議)

第5条 代表救済委員は、次に掲げる事項を協議するため、救済委員会議を招集することができる。

- (1) 救済委員の職務執行の方針に関すること。
- (2) 活動状況の報告に関すること。
- (3) その他救済委員の協議により必要と認めること。

(子どもの権利相談員)

第6条 救済委員の職務を補助するため、宗像市子どもの権利相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2 条例第21条第3項及び第22条第2項並びに第3条第1号及び第2号の規定は、相

談員について準用する。

3 相談員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。
- (2) 救済委員の補助として子どもの権利に関する調査をすること。
- (3) 子どもの権利の普及に関すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、子どもの権利の救済及び回復のために必要なこと。
(相談及び救済の申立て)

第7条 子ども、保護者、市民等及び施設関係者は、子どもの権利の侵害について相談し、又は権利の侵害からの救済を求めることができる。

2 相談又は救済の申立て（以下「申立て」という。）の受付は、救済委員及び相談員が行う。

（申立ての手続き）

第8条 救済の申立てを行おうとする者は、文書又は口頭により次に掲げる事項を申立てることとする。

- (1) 申立人の氏名、年齢、住所及び電話番号
- (2) 申立人が子どもである場合は、在学する学校、入所している施設又は勤務先の名称及び所在地
- (3) 申立ての趣旨
- (4) 申立ての原因となる権利の侵害があった日
- (5) 権利の侵害の内容
- (6) 他の機関への相談等の状況

2 文書による申立ては、救済申立書（様式第1号）を用いるものとする。

3 救済委員及び相談員は、口頭による申立てがあったときは、第1項の事項について聴き取り、口頭救済申立書（様式第2号）に記録しなければならない。

（調査）

第9条 救済委員は、申立てがあった場合は、その申立てについて調査するものとする。

ただし、その申立てが次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 裁判等により確定した権利関係に関するとき。
- (2) 裁判所において争訟中又は行政庁において不服申立ての審理中である権利関係に関するとき。

- (3) 議会に請願又は陳情を行っているとき。
 - (4) 申立ての原因となる権利の侵害があった日から3年を経過しているとき。ただし、正当な理由があるときは除く。
 - (5) 条例又は規則に基づく救済委員又は相談員の行為に関するとき。
 - (6) 申立てに重大な偽りがあるとき。
 - (7) 申立に具体的な権利の侵害が含まれないとき。
 - (8) 前各号に定めるもののほか、救済委員が調査することが適当でないと認めるとき。
- 2 救済委員は、権利の侵害を受けた子ども又はその保護者以外の者から申立てがあった場合又は条例第22条第1項第3号の規定により調査する場合は、その子ども及び保護者の同意を得て調査しなければならない。ただし、その子どもが置かれている状況などを考慮し、救済委員がその必要がないと認めるときは、この限りではない。
- 3 救済委員は、第1項ただし書の規定により調査を行わない場合は、理由を付して、申立人に速やかに通知しなければならない。
- (調査の中止等)
- 第10条 救済委員は、調査を開始した後においても、次に該当する場合は、調査を中断し、又は中止することができる。
- (1) 申立てが、前条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。
 - (2) 申立人から救済申出取下げ書(様式第3号)が提出されたとき。
- 2 救済委員は、前項第1号により調査を中断し、又は中止したときは、申立人及び前条第2項の同意を得た者(以下「申立人等」という。)に対して、速やかに通知しなければならない。
- (市に対する調査等)
- 第11条 救済委員は、市に対して調査を開始するときは、あらかじめ通知しなければならない。
- 2 救済委員は、調査のために必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため、必要な限度において、市に資料の提出又は説明を求めることができる。
 - 3 救済委員は、調査の結果必要があると認めるときは、権利の侵害の是正のための関係者間の調整(以下「調整」という。)をすることができる。
 - 4 救済委員は、調査又は調整の結果について、申立人等に速やかに通知しなければならない。

(市以外のものに対する調査等)

第12条 救済委員は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため、必要な限度において、市以外のものに資料の提出又は説明を求めることができる。

2 救済委員は、調査の結果必要があると認めるときは、市以外のものに調整について協力を求めることができる。

3 救済委員は、調査又は調整の結果について、申立人等に速やかに通知しなければならない。

(身分証明書の提示)

第13条 救済委員及び相談員は、調査をするときは、その身分を示す証明書(様式第4号)を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(勧告などの実施)

第14条 条例第22条第1項第4号の規定に基づく勧告又は要請は、書面により行う。

2 救済委員は、勧告又は要請を行ったときは、その概要を申立人等に通知する。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

救済申立書	年 月 日
（あて先） 宗像市子どもの権利救済委員	
（申立人） 氏 名 _____（ 歳） 郵便番号 _____ 住 所 等 _____ 電話番号 _____ 救済を必要とする子どもとの関係 _____ 学校、施設、勤務先等の名称及び所在地 _____	
宗像市子ども基本条例施行規則第8条第2項の規定により、下記のとおり子どもの権利の救済を申し立てます。	
(1) 救済を必要とする子どもの氏名等 氏名 _____ 年齢 _____ 保護者の氏名 _____ 郵便番号 _____ 住所等 _____ 電話番号 _____ その他 _____	
(2) 申立ての理由となった事実の概要 ①救済を求めることは、どのようなことですか。 _____ ②いつ、どこで、起こったことですか。 _____ *どのような問題なのかを(6)で説明してください。	
(3) 他の制度への相談・申立て等の有無 [なし ・ あり] （ありの場合、その制度名を記入） _____	
(4) 添付資料の有無 [なし ・ あり（ _____ 枚）]	
(5) 通知方法に関する希望 [文書 ・ その他（ _____ ）]	
(6) 申立ての理由となった問題についての説明等 	
備考	

様式第2号（第8条関係）

口頭救済申立書 年 月 日	
宗像市子ども基本条例施行規則第8条第3項の規定により、子どもの権利の救済の申立てを口頭にて下記のとおり受け付けました。	
受付者 _____ 印 _____	
(1) 口頭により申し立てた者の氏名等 氏名 _____ 年齢 _____ 保護者の氏名 _____ 郵便番号 _____ 住所等 _____ 電話番号 _____ 救済を必要とする子どもとの関係 _____ 学校、施設、勤務先等の名称及び所在地 _____	
(2) 救済を必要とする子どもの氏名等 氏名 _____ 年齢 _____ 保護者の氏名 _____ 郵便番号 _____ 住所等 _____ 電話番号 _____ その他 _____	
(3) 申立ての理由となった事実の概要 ①救済を求めることは、どのようなことか。 _____ ②いつ、どこで、起こったことか。 _____ *どのような問題なのかを(7)に記述	
(4) 他の制度への相談・申立て等の有無 [なし ・ あり] (ありの場合、その制度名を記入) _____	
(5) 添付資料の有無 [なし ・ あり (_____ 枚)]	
(6) 通知方法に関する希望 [文書 ・ その他 (_____)]	
(7) 申立ての理由となった問題についての説明等 	
備考	

様式第3号（第10条関係）

救済申出取下げ書	年 月 日
(あて先) 宗像市子どもの権利救済委員	
(申立人)	
氏名 _____ (歳)	
郵便番号 _____	
住 所 等 _____	
電話番号 _____	
救済を必要とする子どもとの関係 _____	
学校、施設、勤務先等の名称及び所在地 _____	
年 月 日付で申請した申立てについては、次のとおり取り下げます。	
取り下げの理由	
備考	

様式第4号（第13条関係）

1 宗像市子どもの権利救済委員

（表）

5.5cm	身分証明書					
	号	横 2.5cm 縦 3.0cm				第
		職 氏 名	宗像市子どもの権利救済委員			
		生年月日	年	月	日	
		有効期限	年	月	日	
		上記の者は、宗像市子ども基本条例第21条第1項の規定に基づく宗像市子どもの権利救済委員であることを証明する。				
		年	月	日	宗 像 市 長	
	印					

9.0cm

（裏）

宗像市子ども基本条例（抜粋）	
（子どもの権利救済委員）	
第21条 市は、子どもの権利の侵害に迅速かつ適切に対応し、その救済及び権利の回復を支援するため、宗像市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」という。）を置く。	
（救済委員の職務）	
第22条 救済委員は、次に掲げる職務を行う。	
(1) 子どもの権利の侵害について、子どもその他関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。	
(2) 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査又は関係者間の調整をすること。	
(3) 子どもが権利の侵害を受けていると認めるときに、自らの判断で調査すること。	
(4) 必要と認めるときに、子どもの権利を侵害した者に対して、是正措置を講ずるよう勧告し、又は制度等の改善を要請すること。	
(5) 前号の勧告又は要請に対する是正措置又は制度等の改善の状況等の報告を求めること。	

2 宗像市子どもの権利相談員

(表)

5.5cm	身分証明証		第
	号	横 2.5cm 縦 3.0cm	
	職 名	宗像市子どもの権利相談員	
	氏 名	名	
	生年月日	年	月 日
	上記の者は、宗像市子ども基本条例施行規則第6条第1項の規定に基づき宗像市子どもの権利相談員であることを証明する。		
	年	月	日
		宗 像 市 長	
	印		

9.0cm

(裏)

宗像市子ども基本条例施行規則（抜粋）	
（子どもの権利相談員）	
第6条 救済委員の職務を補助するため、宗像市子どもの権利相談員（以下「相談員」という。）を置く。	
2 略	
3 相談員は、次に掲げる職務を行う。	
(1)権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。	
(2)救済委員の補助として子どもの権利に関する調査をすること。	
(3)子どもの権利の普及に関すること。	
(4)前3号に定めるもののほか、子どもの権利の救済及び回復のために必要なこと。	

平成 30 年度子どもの権利救済委員・相談員・事務局員名簿

職 名	氏 名	職 業 等
子どもの権利代表救済委員	小坂 昌司	弁護士 (福岡県弁護士会)
子どもの権利救済委員	市川 雅美	臨床心理士 (市川カウンセリングオフィス)
子どもの権利救済委員	大西 良	社会福祉士 (筑紫女学園大学 准教授)
子どもの権利相談員	中川 誠也	臨床心理士
	爲國 仁美	教員免許所持者
子どもの権利救済機関事務局員	八木 直行	子ども支援課課長
	甲斐田 修	子ども支援課子ども相談係長
	小田 さくら	子ども支援課子ども相談係主事